

第 2 5 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 2 0 年 9 月 9 日 (火)
午後 5 時 3 0 分 ~ 午後 8 時 3 5 分
場所 浦安市民プラザ Wave 1 0 1

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	1
(1) 第 2 3 回 から 第 2 4 回 までの再生会議の結果について	2
(2) 平成 2 1 年度三番瀬再生事業の方向性について	4
3 . 報告事項	
・三番瀬の再生・保全のための標語（キャッチコピー）、シンボルマーク、 マスコットキャラクターの選考について	
・三番瀬再生支援事業補助金の交付決定について	
・塩浜 1 丁目護岸の暫定工事について	3 5
4 . そ の 他	3 6
5 . 閉 会	3 7

1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻となりましたので、ただいまから第 25 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。

また、清野委員は欠席若しくは大幅に遅れる、倉阪委員、細川委員、遠藤委員からは多少遅れるとの連絡をいただいております。

現在、委員 22 名中 16 名の御出席をいただいております、設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足していることを報告いたします。

本日の配付資料ですが、いつものように資料一覧を別紙により添付しております。それ以外にも、本日、資料の最後に「塩浜 1 丁目護岸の暫定工事について」という 1 枚の資料をつけております。御確認いただきまして、不足等があればお申し出いただくようお願いいたします。

また、各委員には、いつものように、青いホルダーに入れた「千葉県三番瀬再生計画」等を用意しております。

それでは、はじめに植田副知事から御挨拶を申し上げます。

植田副知事 本日は、御多忙のところ、三番瀬再生会議の委員の皆様並びにオブザーバーの皆様には、第 25 回三番瀬再生会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、会場にも多くの皆様においでいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

前回の会議におきましては、大西会長はじめ委員の皆様のご長時間にわたる熱心な御審議を通じまして、平成 19 年度三番瀬再生事業の実施結果、平成 20 年度実施計画事業、ワーキンググループでの検討結果等に対しまして、多くの御意見をいただいたということでございます。本日は、ワーキンググループでの検討結果等を踏まえつつ、平成 21 年度三番瀬再生事業の方向性を中心に御意見をいただきたいと思いますと考えております。また、改めて委員の皆様からの意見照会を経まして、11 月 20 日（木曜日）に予定しております第 26 回三番瀬再生会議に向けまして、具体的な平成 21 年度実施計画（案）を作成してまいりたいと考えておりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもございませんが、三番瀬の再生には息の長い取り組みが必要であることから、地域や漁業者、NPOの方々をはじめ広く県民の方々や国、地元市などの関係機関とも十分に力を合わせて、一步一步着実に進めてまいりたいと考えてございます。今後とも皆様方の一層の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

2. 議 事

三番瀬再生推進室 それでは、これから会議に入らせていただきます。会議の進行は大西会長をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

大西会長 皆様、御苦労さまです。こんばんは。

今日は、初めての試みだと思っておりますが、5時半から、30分早く開催いたしました。前

回は、6時に始まって8時53分までという記録があります。今日は8時半までに終わると思います。終わりは定刻ということですね。よろしく願いいたします。

それに関連して、前回の会議でもお願いしましたが、どうしても会議時間が延長気味だということで、特にこの会場を使うのは、非常にぶっちゃけた話、ここは会場費が安いということもあって使っています。しかし、遅延すると困るということを会場の管理者から言われて、それはもっともだと思いますので、厳守していきたいと思います。ということで繰り上げましたので、8時半に終わるということでもあります。

具体的には、前回も確認しましたが、発言にそれぞれ注意していただいて、概ね1回当たり1分を目途に、どうしてもという場合はあるかもしれませんが、基本的にそういう格好で要領よく御発言いただきたいと思います。また、内容についても、全体の脈絡の中で御自分の発言を位置付けていただいて、適宜、議題に即した御発言をいただきたいと思いますので、よろしく御協力ください。

それでは、議題に入る前に、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。

今回は歌代委員と竹川委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 よろしく願いいたします。

(1) 第23回から第24回までの再生会議の結果について

大西会長 本日の主な議題は、「次第」のとおりであります。議事として(1)(2)、報告事項として、ここには二つ大きく挙がっています。

まず、議題(1)第23回から第24回までの再生会議の結果についてであります。これは、資料1にいつものように整理してもらっています。私から、簡単に、会議概要を思いつく意味で説明させていただきます。

前回は、6月13日に開催したわけであります。

最初の議題は、「19年度(昨年度)の事業実施結果及び平成20年度の実施方法等について」であります。

19年度の実施結果については、「アサリの資源生態に関する総合調査」をはじめ幾つかの質問や意見がありました。県から説明をしてもらったわけではありますが、実施結果について、データが不足しているものについては県からホームページ等で情報を提供してもらったことになった。また、個別事業として県から説明のあった三番瀬実現化推進事業の試験計画(案)、三番瀬自然環境調査事業、市川市塩浜護岸改修事業については、専門的見地からの評価や助言などについて検討してもらうように、評価委員会の細川座長にその場で指示を出したところであります。

次に、ワーキンググループからの報告を議題として、5つのワーキンググループの代表者から報告をいただきました。特にその中で、ラムサール登録について意見交換を行いました。「船橋側を先に登録して、その後、段階的に登録エリアを広げていく」というワーキンググループからの提案について、活発な意見交換がありました。この案については、事務的な検討や情報収集も必要だと思われたので、その報告を改めて県から受けた

いというふうにまとめたわけです。確認すれば、全面指定といいますか全面登録といいますか、従来のものが我々の目標であります、もしそれがいろいろな事情で一遍に揃わないという場合に、段階的なやり方もあり得るのかどうか、その辺を整理しておきたいということでもあります。

最後に、これに関連しては、前回出席されていた知事さんから、ラムサール登録についての部分的な指定という新しい提案があったわけですが、そのような議論がこの場でできたということでも評価に値するのではないかという趣旨の御発言があったところでもあります。

以上が、ごくかいつまんだ、つまり再生事業のP D C AのC（チェック）に当たる議論、それから、再生事業の中でやや進捗が見えないという事業についてワーキンググループを設けて重点的に点検をしたのであります、その報告を受けて、その中で特に皆さんの関心が高かったラムサール登録問題について議論を行ったというのが、前回の議論の大きな二つの柱であったと思います。

今日は、その関係するところについても議論を継続することになると思いますが、特に今日の議論は、平成 21 年度（来年度）再生事業の方向性についてということで、これから再生事業の実施計画を来年度に向けて県がつくっていくわけですが、その実施計画の最終的な詰めは次回の会議ということになりますけれども、その中にこういう方向を盛り込んでいくべきだという実施計画についての基本的な方向について皆さんから御意見をいただくというのが、年間割り振ってある会議のスケジュールの中での今日の会議の役割ということになります。

ということで、前回の議論について振り返ったものであります。

もし、前回の会議の概要に関する内容の誤り、あるいはこの場で確認したいことがありましたら、御指摘いただきたいと思えます。

竹川委員 前回の報告事項5というのがございます。余り時間がなかったものですから報告の内容がわからなかったのですが、第 23 回行徳内陸性湿地再整備検討協議会、これは今年の4月に行われたものですが、この内容についての確認と質問です。

要するに、行徳湿地の問題については、再生会議のテーマからこの検討会のほうに譲られたというわけです。再生会議との関連では、行徳湿地のワーキンググループでいろいろ基本的な方向が出されましたし、また、蓮尾委員から、昨年9月に水路プランと提案事項ということで提案が出されましたが、再生会議では現在これを取り上げていないのですが、それとの関連で、前回の報告事項の中で、行徳湿地整備に係るワーキンググループというのが第3番目の問題として平成 20 年度の実施内容に盛り込まれているわけです。そのワーキンググループはこの再生会議と非常に関連がありまして、協議会の有志と三番瀬再生会議の有志及び云々というようなことで、新しい会議をつくるということがここでおそらく決まったのではないかと思うのですが、そういったことで、もう少し、このワーキンググループと前の提案がどういうふうにご扱われたのかを御報告でお願いしたいと思うのですが。

大西会長 今言うワーキンググループは、再生会議のワーキンググループではなくて……。

竹川委員 ええ、再生会議ではなくて、この4月に行われた……。

大西会長 前回の報告の内容の確認ということですか。

竹川委員　　そうです。

大西会長　　何か事務局から前回の報告について補足があれば、お願いします。今、材料がなければ、改めてでもよろしいと思いますが。

自然保護課　　今すぐ手元にないものですから、ちょっと探してみたいと思いますので、揃いましたら、また。

大西会長　　では、後ほど。

他に、よろしいでしょうか。

それでは、前回の議事録の確認については以上であります。

前回の再生会議を受けて7月に評価委員会が開催されました。先ほどもちょっと触れましたが、再生会議から再生事業の評価について、評価委員会に指示を出したということでありました。それに対応して7月に評価委員会が開催されたので、その開催結果について、今日は細川座長がまだ見えていないので、事務局が代わって説明をしてください。

三番瀬再生推進室　事務局から評価委員会の開催状況について報告いたします。

前回の再生会議で大西会長からの検討の指示を受けまして、去る7月25日（金曜日）に評価委員会を開催したところでございます。具体的な検討対象とされます三番瀬自然環境調査事業、市川市塩浜護岸改修事業及び三番瀬再生実現化推進事業のそれぞれに関する事項について、まず検討指示事項の確認を行い、今後の進め方等について御検討をいただいたところでございます。今後、11月20日、次回の再生会議までの間に集中的に評価委員会を開催して検討を進めること、また、次回の評価委員会におきましては、三つの検討事項のうち再生実現化推進事業を中心に議論を行っていくということなどについてまとめられたところでございます。

なお、次回の評価委員会の日程につきましては、9月18日（木曜日）に開催が予定されているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

大西会長　　ありがとうございました。

以上が、前回の議事の内容の確認と、それに関連した評価委員会についての開催の報告でありました。

先ほど御挨拶いただきました植田副知事さんは、もう少しいらっしゃるということですが、公務のため途中で退席しなければいけないということでございますので、皆さん、御了解いただきたいと思います。

（２）平成21年度三番瀬再生事業の方向性について

大西会長　　次に、議題（２）平成21年度三番瀬再生事業の方向性について、に進みます。

ここで、前回の議題だったワーキンググループからの報告についても、あわせて意見交換の対象にするということで進めていきたいと思っております。

まず、県から資料に関する説明を受けて、その後、適宜テーマを決めたりして、質問、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、県から、資料が幾つかありますので、順次説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室　平成21年度事業の方向性に関する資料2-1から資料2-4について説

明させていただきます。

はじめに、今日の会議の位置付けも含めて、「平成 21 年度実施計画策定の進め方（案）」について説明いたします。資料 2 - 1 を御覧ください。

この進め方は、昨年度と同じ時期に平成 20 年度の実施計画を策定したときと基本的には同じ方法とさせていただきます。一番上に二重マルがございますが、ここに「第 25 回再生会議」と記載してございます。本日の会議では、この後、説明いたします資料 2 - 2 あるいは前回の再生会議で御報告いただきましたワーキンググループに関する資料 2 - 4 をもとに、千葉県三番瀬再生計画の事業計画に記載されている 44 事業について、平成 21 年度の方向性について比較的自由に御意見をいただきたいと考えているところでございます。

次に、資料の二つ目のマル、「『平成 21 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）』の作成」とありますが、今日の会議の後、県では、いただいた意見を踏まえながら、平成 21 年度の実施計画（案）を 10 月下旬までに作成するという手はずでございます。

三つ目のマルとして、「各委員への意見照会」と書いておりますが、この計画案について、10 月下旬ごろにあらかじめ委員の皆様へに計画案を送付して、御意見がありましたら 11 月の下旬ごろまでに事務局にお寄せいただきたいと考えているところでございます。事務局では、いただいた意見について資料として取りまとめをして、最後の二重マルにございますように、第 26 回再生会議で議論をお願いしたいと考えております。なお、必要に応じて、重要な事業についての個別説明をさせていただくことも検討したいと考えてございます。

その下に、参考として、県の予算関係のスケジュールの見込みを記載しております。

次に、資料 2 - 2 でございます。

この表は、タイトルのとおり、平成 21 年度三番瀬再生事業の方向性についての案を、千葉県三番瀬再生計画の事業計画に対応する節ごとに一覧表にしたものです。

列の左側、黒枠で囲んだ部分が「平成 21 年度事業の方向性」という欄で、事業名と事業内容を並べて記載しております。事業内容の欄にゴシック体で濃く書かれている部分が、平成 21 年度の方向性に関する表現となっております。なお、左側の事業名の下には、事業計画における 5 ヶ年の目標を参考として記載しております。

県では、現在、平成 21 年度予算編成に向けて、来年度の具体的な事業展開の方法を検討しているところですが、ここにあります事業内容の欄では、まだ事業の細かい内容は入れていない段階です。したがって、今日の会議では、例えばこの事業だったらこういう工夫が大事ではないか、こんな例が参考になるのではないか、こういった具体的な事業展開のヒントとなりそうな御意見をいただければと思っております。今日、御意見をいただいた後、この欄にさらに具体的な事業内容を加筆して、平成 21 年度実施計画（案）を作成していきたいと考えております。

次に、黒枠の右側の欄、「（参考）事業の進捗状況」として、上から、平成 18、19、20 年度事業の概況を書いております。資料の 2 - 2 全体として、平成 18 年度から平成 20 年度にかけてこのように取り組んできており、この流れの中で平成 21 年度は概ねこういう方向でやっていきたいということをあらわしております。

以上が表の説明ですが、個別の事業については、これまでも再生会議において何回か

説明をしましりましたことございまして、内容については資料を御覧いただくということで、本日は事業ごとの説明は省略させていただきます。

次に、資料 2 - 3 を御覧ください。これは、三番瀬の再生事業のうち、地理的に特定できる事業の幾つかを地図上で表現したイメージマップです。陸域・海域における事業展開のいわば空間的イメージを把握するための参考資料ということで作成してみたものです。

次に、資料 2 - 4 を御覧ください。この資料は、前回 6 月 13 日の再生会議の議題、ワーキンググループからの報告に関連して配付した資料を、そのままコピーしたものです。御承知のように、前回の会議では、ラムサール条約の登録をはじめとした 5 つのテーマについて、ワーキンググループの代表委員の方から報告いただきまして、そのうちラムサール条約については議論もいただいたところです。本日は、他のテーマについても平成 21 年度事業の方向性とも関連して御議論いただくということで、資料として用意いたしましたので、よろしく願いいたします。

最後の資料 2 - 5 については、自然保護課から説明いたします。

私からの説明は以上でございます。

自然保護課 前回の再生会議のときに、ラムサール条約の段階的登録について、事務的にも検討し、対外的にも情報収集をして、その報告をという御指示を受けたものですので、本日はその途中経過についての報告を申し上げます。

資料 2 - 5 を御覧いただきたいと思います。

条約への登録については、国の法律により、登録する湿地について将来の自然環境の保全が図られることが必要となっており、具体的には、国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区特別保護地区、自然環境保全地域、種の保存法に基づく生息地等保護区への指定が前提となっております。三番瀬につきましては、水鳥の重要な渡来地であることから、国指定鳥獣保護区特別保護地区として保護しようとしております。ただいま申しました国指定鳥獣保護区につきましては、三番瀬は全域、平成 14 年以降、国指定鳥獣保護区の候補地となっております。

その鳥獣保護区の指定に係る基本的な考え方につきましては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」、これは環境省の告示ですが、この指針に示されておりまして、具体的には、次のページにつけてございまして、指針の 第五、の第二のところの関係してまいります。第五のところにつきましては、アンダーラインが引いてございまして、「湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする」ですとか、の第二の 3 のところにつきましては「鳥獣保護区は河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする」ですとか、(3) のところについては「鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地または水面等も可能な限り含めるものとする」というようなところが関係するのではないかと思います、こちら辺について、こちらといたしましては、登録に当たりましては、湿地の中心的な地域についてほとんど登録されている状況というところが見受けられるも

ので、「段階的登録ということになった場合、幾つかの段階が進んでいくと思われませんが、その第一段階の登録のときに、必ずその中心的な地域が含まれるべきものだとお考えなのか」ですとか、「段階的登録を始めるとした場合に、最終的に目指すエリアがあるわけですが、それに関する最終的な利害関係人すべての皆さんの同意が得られていることが条件となるとお考えでしょうか」ですとか、「各段階があったとした場合に、第一段階から第二段階ですとか、最終段階までの期間がどのくらいまでだとしたら第一段階の登録に着手というようなことが考えられますか」みたいなことについて、前回の再生会議以降、環境省といろいろと協議をしてきたところです。それについては、今のところ、まだ環境省からお答えはいただけていないというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、環境省のほうとしては、先ほど申しました最終的な利害関係人のすべての方々がお同意するようであるならば、環境省としてもその検討をしないわけにはいかないだろうというようなお考えはお持ちだというようなことは言っておられたかと思えます。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

以上で県の説明が全部終わりました。資料2 - 5までです。

ここで、先ほどお話ししましたけれども、植田副知事は、所用があり、御退席になります。御出席、御挨拶、ありがとうございました。

(植田副知事 退席)

大西会長 今日議題は、これがメインであります。これは実施計画ですから、実施計画の方向性ということでもありますので、非常に広範な領域を含んでおります。おのずから優先順位が決まっていくということによろしいですか。少しずつ区切ってやろうというのが事務局と事前に打ち合わせたものなので、それに一応従って、全体の量が多いので、資料2 - 2に記載されている節を少しずつ区切って、その中で、前回ワーキンググループで報告されたテーマも含めて意見交換をしていくことにいたします。

第1節が「干潟・浅海域」、第2節が「生態系・鳥類」、第3節が「漁業」ということであります。最初にここまでを対象として、ワーキンググループからの報告では「生物多様性回復のための目標生物調査」というのがここに該当しますので、このあたりを含めて、まず意見交換をさせていただきます。

御意見、御発言がある方、冒頭申し上げましたけれども、概ね1分というのを極力お守りいただきたいと思います。お願いいたします。

竹川委員 第1節、1ページですが、平成20年度の「事業の進捗状況」というところです。最後から4行目に「干潟的環境形成の試験計画案を取りまとめました」という表現がありまして、これは、最近の再生実現化検討委員会の中でも指摘して確認をとっているのですが、取りまとめたということではなくて、まだ論議の中間にあるということが実態なので、こういう表現はどんなものかと思うのが1点です。

もう一つは、監視水域形成につきましては、平成18年度の実現化調査報告書がベースになって県の提案の試験計画案が出てきているわけです。その調査結果に盛られている各種データによって、その試験計画案が導き出されているということなのです。具体的に申しますと、現在、塩浜護岸の前の試験計画というのは、いろいろな砂をつけていく

ということなのです。その際に問題になっていまして、調査結果で見ますと、三番瀬を大体7ブロックに分けておりまして、特に砂つけの前面海域はその中の1のブロックに入っているわけです。その1のブロックについて調査結果の報告書ではどう位置付けておるかといいますと、お手元にはないと思いますが、報告書の95ページで、特に海域の負荷の問題では窒素の問題が一番大きな問題になっているのです。このブロック1、いわゆる猫実川河口域の海域については、七つのブロックの中で極めて最低の窒素の浄化量ということが出ているのです。したがって、そこからおのずと、ブロック1の海域の窒素の浄化量等が非常に低いので、何とかここを新しい生態系にするために砂を入れるということに入ってくるので、その点、前回の再生会議等でも、評価委員会等でも問題になっているのですが、生物調査の生物の浄化力についてデータを訂正していただきたい、ないしはもう一回調査をしていただきたい、そういう点、望月委員からお話がありました。私も今改めてもう一回言うのですが、そういう点を平成21年度の調査の中で是非とも取り上げていただきたいと思います。

理由は以上のとおりです。

大西会長 今の点について、これは実現化試験計画等検討委員会での議論のことを言っておられるのです。それは、ここで全部は共有されていないので、その中で、この「取りまとめた」という表現、これは三番瀬再生会議の資料として出されているものですが、これは前回は議論したと思うのだけれども、こういう表現でいくということに一応まとめたのではないかと思うのですが、どうですか。事務局、お願いします。

三番瀬再生推進室 今、竹川委員からあった質問についてですが、まず、資料2-2の1ページの下部分の「事業の進捗状況」の中の下から4行目、「市川塩浜2丁目護岸前面における干潟的環境形成の試験計画案を取りまとめました」と書いてございますが、これについては、あくまでも試験計画案ということで、これから試験計画案について評価委員会での検討をいただいた上で、最終的にそういう計画にしていくということですので、計画案はあくまでも確定したものではないということで、実現化検討委員会の中ではこういった計画案として再生会議に報告したということですので、この表現については特に事務局としては問題がないものと考えております。あくまでも確定したものではないということでございます。

大西会長 今、評価委員会で検討中の点でありますので、今の意見もありましたので、重ねてそういう意見も踏まえて検討していただくことにしたいと思います。

1節から3節で、他に御意見がありましたら。

本木委員 第3節の「藻場の造成試験」のところでお尋ねをしておきたいのですけれども、平成20年度の実施計画の中で、4月、7月のモニタリング調査の結果、市川側が150本、船橋側が650本と相当大きな差があるのですが、これは、もともと造成した藻場の範囲が違うのか、あるいは、移植した元の株が違うのか、あるいはその他の条件が異なるのか、その辺を確認しておきたいのですが。

漁業資源課 市川側、船橋側、それぞれ200本移植いたしまして、移植したときに、固い海底面であったことから、その直後に半数程度流出いたしました。ですので、それぞれ100本ぐらいからスタートしまして、それで船橋側は650本、市川側は、若干減少して、7月には150本という形になっております。

本木委員　　ちょっとよくわからなかったのですが、それぞれ 200 本移植をしましたが、しかし市川のほうは、これが 150 本になっちゃったということなのですか。船橋は 650 本になっちゃったということなのですか。

漁業資源課　　先ほども言いましたように、一度、それぞれの漁場で半数程度が流出してしまったのです。ですので、市川側、船橋側が移植直後に 100 本程度になった。その後、船橋側は 650 本まで順調に増加していった。市川側につきましては、1月 4月ぐらいまで減少しまして、その後 150 本になったということです。

竹川委員　　今の藻場の件では、前回の再生会議の中でも、歌代さんとか漁場再生委員会のメンバーの方の質問があって、これについては、結局、何年もやってきたけれども、造成というところについては不可能だと。おそらく一番最近の漁場再生会議でも、やはりその問題はペンディングになっていると思うのです。だから、これは成功したと勘違いしていると実態は違うので、その辺をもう一回問題点として確認したほうがいいと思います。

大西会長　　「成功した」とは書いていない。

竹川委員　　「成功した」とは書いていませんけれども、何か増えているような……。

大西会長　　いやいや、最後に「越夏できず全て枯死しております」と書いてある。他に。

倉阪委員　　今の藻場、特にアマモの移植の件ですが、実現化検討委員会において、浦安の前のほうでこういったアマモ再生の実験ができないだろうかという意見があって、このアマモの件については、漁場再生検討委員会のほうで主にやっているのですが、そちらのほうで検討してもらおう形にしたほうがいいのかといったやりとりがありました。この造成試験の過去の例を見ますと、市川側と船橋側と書いてあるのですが、浦安側でそういうことを今後検討されるような可能性はどの程度あるのか、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

漁業資源課　　市川側というのは、ちょうど浦安側に沿った市川行徳漁協、それから南行徳漁協の漁業権の外側の浦安に近いところでやっておりまして、市川側とは書いてありますが、今、既に浦安側で実施しているとお考えくださって結構だと思います。

吉田副会長　　関連してですが、今の実験にあたって、例えば、植栽したところの粒度組成とか、水温とか、あるいは透明度だとか、そういったものは記録されていますか。

漁業資源課　　現在につきましては、詳しい水温、透明度の結果はモニタリングのときに観測する程度ですが、平成 16 年度から平成 18 年度くらいまでにわたりまして、透明度板とか定置水温計とか連続水温計を設置して観測はしています。

吉田副会長　　それはホームページか何かに出ているのですか。出ていないのであれば、教えていただけるとありがたいと思います。

漁業資源課　　ホームページにも載っておりますが、その概要についてざっと報告させていただきますと、まず水温ですが、通常、アマモの適正水温というのは大体 28 度くらいまでが限界という形になっておりますが、三番瀬につきましては、7月、8月に 30 度くらいまで、または 30 度を超える日もあるということで、水温については非常に苛酷な環境であるということが言えるかと思います。

もう一点、透明度ですが、横浜とか富津干潟、それから木更津干潟にアマモはあるのですが、そちらの透明度は、夏場の一番透明度が落ちるときで大体 2 m前後あるのに対し

まして、三番瀬では1m前後に低下してしまうということで、アマモについてはその点についてもなかなか過酷な環境だと言うことができるかと思えます。

後藤委員 第2節の4ページ、「生物多様性の回復のための目標生物調査事業」。前回、ワーキンググループが発表しましたので、資料2-4の5ページ、6ページあたりを御覧ください。6ページは、3段階のフローでヒアリングをやったアンケートによって確認をして目標生物を抽出していきましようということなのですが、「別紙2」と書いてある7ページは、ここに「三番瀬再生目標生物勉強会(クラブ)」というのがありますので、平成20年度の実施なのですが、できるだけ多くの方がこれに参加していただきたいと考えております。一応、県では9月29日に三番瀬サテライトオフィスで開きたいということですので、多分、この辺の情報をまた県から皆さんにお知らせすると思えます。サテライトオフィスはちょっと狭いのですが、有志の方、是非ここに集まっていただいて、再生目標になりますので、ただ生物を選ぶというだけではなくて、生活史も含めた議論が皆さんと共有できればいいなと思えますので、評価委員会の皆さん、再生会議の委員、あるいは個別の検討会議の委員の方も御協力をお願いできればと思えます。僕から言うのもおかしいのですが、県からのお願いでもあります。

三橋委員 3節「漁業」、12ページ、「千産千消」でノリですが、「三番瀬海苔」というブランドで売れたはずなのが途中で消えちゃったみたいなのですが、その辺、事情がわかりだったら、お話ししてください。

水産課 今、御質問いただきました三番瀬海苔は、漁業者の方々、生産者の方々の独自の取り組みで、そういうブランドで出されたという話は水産局でも承知しております。

3節の「千産千消」、千葉県ブランド水産物ということで、販路拡大、知名度を上げていこう、PRをしていこうということで取り組んでおりますが、このブランドの認定制度とは若干異なる、生産者・地域独自の取り組みだと我々は認識しております。したがって、「三番瀬海苔」というブランド名ということだと思えますけれども、これにつきまして、今どうなっているのかという部分につきましては、今申し上げたように県のブランド認定制度とは別の世界のものでございまして、今日は大野委員はお見えになっておりませんが、地元の生産者の方の取り組みということで、申しわけございませんが、我々のほうは今の状況は把握してございません。

本木委員 この「千産千消」の問題ですが、漁業者と消費者を結ぶ取り組みを県の施策として再生計画の中で打っていくというのはよくわかるのですが、ちょっと視点を変えて、消費者は県民であるので、県民を主体とした「千産千消」運動を展開するというようなことは考えられないのでしょうか。

水産課 今の御質問ですが、水産局といたしましては、千葉県の海の恵みというものを、消費者である県民の方々、また生産している漁業者、養殖業者の方とともに分かち合っていたらこうということで、この事業を進めているところでございます。したがって、どちらに軸足を置くかということについては、水産局は、やはり、生産に携わっている方、消費される方、その両方に視点を置いて事業を進めているということでございます。

また、この事業は、もちろん東京湾、三番瀬に限ったものではございませんで、外海から銚子に至るまで、千葉県にはいろいろなおいしい海の幸がありますので、それを全部千葉県の中でそのおいしさを味わって実感していただくということで、この事業を進

めているところでございます。

大西会長 本木さんの質問のポイントは……。 「千産千消」の「千」は、一応、千葉をあらわしていると思うのだけれども。

本木委員 どちらでもいいのですけれども、要は、例えばシーフード普及促進協議会にしても、あるいはシステム推進連絡協議会にしても、どちらかということと生産者あるいは販売担当業界との連絡会になっているのですが、実際に消費するのは市民そのものであるもので、もう少し市民団体に、「千産千消」の考え方というか、メリットというものを浸透させるような努力はしないでもよろしいのでしょうか。こういうことです。

大西会長 ということでありますので、お答えを簡潔にお願いします。

水産課 今、委員から御指摘があった点、やはり私ども、消費される方も千葉の恵みというものを実感していただくことが大事だと思っておりますので、その点、これからもそういった視点に立ってこの事業を進めていきたいと思っております。

吉田副会長 関連で、三橋さんが「消えちゃった」とおっしゃっていますが、「消えちゃった」という意味がわからないのですが。今、三番瀬海苔は、例えば、京葉道路の幕張のサービスエリアに新しくできた千葉の産品コーナーでも、三番瀬海苔として幾つも出ていますよね。そういった面で、結構有名になってきたと私は思っているのですけれども。だから、「千産千消」ブランド、千葉ブランドの水産物だけ特別扱いするのではなくて、他にも、あれは何というブランドだったか、本物志向何とかっていう名前が出ていたと思うのですけれども、そういった独自の取り組みのブランド化も含めて県のほうで受けとめて、そういった千葉の産品、特に三番瀬の産品をたくさんの人に買ってもらえるような、そういう場づくりみたいなことに努力していただければいいのではないかと私は思います。

三橋委員 県のお話もそうなのですが、三番瀬海苔って県で認めていないからわからないよ、みたいに聞こえたのですけれども、船橋漁協の一部の人が勝手にやっているのだという解釈なのでしょうか。

水産課 先ほど自分の言い方は言葉足らずだったと思います。その点があれば失礼いたしましたということなのですが。漁業者の方、ノリの場合は生産者と言いますけれども、その方々が独自でやっているということには間違いはないと思います。これまでも、船橋、行徳、いわゆる三番瀬というのは、県内でもノリ漁場の中で、ある意味、最も評価の高いノリを生産していた海域です。そういった意味で、生産に当たっている方々が独自の取り組みの中で、三番瀬のノリ、海の大事さ、そういったものを積極的にPRしているということで、私どもは、それについては、勝手にとか、そういった認識はもちろん持っておりません。そういった生産者独自の取り組みというのは三番瀬海苔だけではございませんで、他の地区でもそういった取り組みというものがございますので、そういったものに対しては応援をしていくという気持ちであります。

大西会長 去年の取り組みでも「意欲をもって取り組む地域生産者の活動を支援します」と書いてあるので、これはむしろ県が認定したもの以外を含んでいる。「ほか」と書いてありますから。だから、そういうつもりはあると。

三橋委員 もっと積極的に認定してほしいと思います。

工藤委員 皆さん大変ありがたい議論をしていただいているわけなのですが、漁場再生委員会

の委員長として申し上げたい。

実は、「三番瀬海苔」という名称をつけて船橋の皆さんが張り切って売り出したとき、行徳も南行徳も含めてですが、そのあたり一帯では、ノリをつくっている方は、「これぞ日本一の味のノリだ」と胸を張っておったのです。これは本当に事実です。私どもも、食べてとてもおいしかった。しかしながら、ここ二、三年のことなのですが、だんだん三番瀬のノリの味が落ちてしましまして、平成 18 年度、平成 19 年度のノリというのは、船橋の方も行徳の方も南行徳の方も、「これが三番瀬だ」と言って胸を張れるノリがないのです。この辺の事情を御勘案いただいて、まずは、漁場が荒れてしまったのか、あるいは地球が温暖化したのか、いろいろな原因があると思いますが、そちらのほうからきちっと整理し直して、また再び胸の張れるノリがつかれる漁場にしなければいけないですね。県のほうもまだ認定はしていなかったのよかったですのではないかと私は思っています。もし認定していると、そんなことは言っていられないですから。ですから、その辺で皆さんの応援をまたお願いして、一日も早くいいノリがつかれる漁場をつくり出すための努力をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大西会長　　ありがとうございました。

それでは、これから先もありますので、時間の関係もあるので、1 節から 3 節について、会場から御意見のある方、お願いします。

これ以降も順次こうやって時間の許す限りやっていきたいと思うのですが、今はとりあえず 1 節から 3 節まで。よろしいでしょうか。

竹川委員　　すみません。

大西会長　　今は会場です。

竹川委員　　では、その後に。

大西会長　　では、会場からはないということで、どうぞ。

竹川委員　　第 2 節の 1 番に行徳湿地再整備事業というのがあります。ここにこれが並んでいるのは、当然、この中でも検討すべき問題として出されていると思いますが、先ほど私が質問いたしました内陸性湿地の検討協議会の中で決定したワーキンググループというのは非常に重要な意味があるのです。といいますのは、検討協議会のメンバーだけではなくて、この再生会議の委員も含めてそういったワーキンググループをつくって、いろいろなテーマをやっていこうではないかということが決まっているわけです。ですから、それが本当はこの中にも出ていなくてはいけないのですが、出ていない。その決定をした協議会は、今年の 4 月の決定なので、その後、これをどういうふうに事務局で扱ってきているのか。ないしは、できましたら、その辺の経過について、わかっている方からお話しただければと思います。

自然保護課　　ただいまの行徳内陸性湿地のワーキンググループの関係ですけれども、行徳湿地については、御存知のとおり、海水交換量が少ないとか、貧酸素水域が存在するとか、淡水導入量が少ないといった課題がある。これに対していろいろ検討してきておるわけですが、水門の設計ですとか、淡水導入の設計ですとか、とりあえずはそこら辺についてはやってきたのですが、それをいざ実際にやろうとしたときに、いろいろ、環境的、生物的な面からももう少し検討が必要だろうということがありまして、特に来年度の事業の実施について検討をしていただきたいという考えから、このワーキンググループを

設置したと考えております。今年度7月の末に第1回を開催しておりますが、そこで6人の委員に就任いただいて、今現在は、事業を実際どうやるかというところまではまだ始まっておりませんで、今後このワーキングでどのように進めていこうかという形で検討が始まっているところでございます。

今の資料の中でという話なのですけれども、例えば、平成20年度の中で言えば、平成20年度の実施計画の2のところですが、「行徳内陸性湿地再整備検討協議会での検討を行います」、ワーキングはこの協議会の中でと考えておりますので、一応ここの表現に含んでいるところでは考えております。平成21年度につきましても、ここに「協議会において、具体的な検討を行います」と書かせていただきました。一応、この中にワーキングの取り扱いも含めたと考えてございます。

蓮尾委員 行徳の正確な名前は大変長かったので忘れてしまったのですけれども、私も後藤委員もワーキンググループのメンバーに含まれております。残り4名の方は、お一人が前科学委員会の座長を務めていただいた磯部雅彦さん、千葉の中央博物館の植物をやっているらっしゃる由良浩さん、東邦大学の海洋生物の風呂田利夫さん、そして、行徳野鳥観察舎友の会理事長の東良一さん、以上6名のメンバーになっております。

初回の会合は、とりあえずこの先どういったことを検討していくかというような骨格づくりのような話を中心としたけれども、特に私が強くこういうものが欲しいとお願いした関係もありまして、今年度に、行徳の湿地については、既に老朽化して大きく穴が空いている導流堤の補修事業が始まります。それについて、事前に、特にトビハゼのような生物の生息域に関係してくるので、それに先立った実験というようなことで、それも始まっております。

今後としましては、そういう具体的なこともありますし、この先、行徳湿地というものが地域全体に活用されていくにはどうしたらいいかというような方針について、これからだんだんに話が進んでいくと思います。

ちなみに、加わってくださった方は、任意なのですけれども、願ってもない方たちが集まってくださったと思います。

ざっと、今の現況はそんなふうになっております。

大西会長 1節から3節まで、よろしいでしょうか。

それでは、次に第4節から第7節まで、資料のページでいうと14ページから28ページまで。ワーキンググループからの報告の中の「三番瀬周辺地域における調和のとれたまちづくり」、資料2-4の14ページにあります。これがここに関係するワーキンググループの報告になります。これも合わせて議論の対象としたいと思います。

それでは、発言がある方は挙手をお願いいたします。

本木委員 14ページ、第4節の「海老川流域の水循環」の部分の「事業内容」の3番、印旛沼流域下水道事業というのがあります。「高度処理水を河川に還元導水をし、水環境の創造に引き続き取り組みます」ということになっていまして、平成20年度のこの計画の中で「新たな河川への還元導水に向けて施設整備等について関係機関と調整を行っていきます」というのがあります。

実は、飯山満川への還元導水を始めて1年になるわけですが、私はいつぞやもこの会議でその評価についてお尋ねをしたいと申し上げているつもりです。21年度に向けてさら

に新たな河川への還元導水を検討しているということであれば、当然これまで1年間の評価というのはしていかなければいけないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

河川環境課 前回の6月13日の三番瀬再生会議でもお答えしたのですが、今取りまとまっているのが19年度のモニタリング調査結果でありまして、状況としては、18年度から生物調査と水質調査について調査を行っておりまして、生物調査については変化が見られずに、水質調査については放流時間に限って水位、水質が向上していることがわかっている状況です。20年度も引き続き冬季、夏季、年2回調査を行う予定でありまして、それを見ながら総合的な評価は今後やっていきたいと思っております。

本木委員 例えばあの川は、平常時流量の確保とか、あるいは水質改善という点では、今若干触れておられましたが、将来的には流量が非常に心配になってきます。なぜならば、あれから1.3kmぐらいでしょうか、上流はかつて釣堀があるような遊水池があったのです。そこにマンションが建ってしまいました。今は、そのマンションからさらに100mから150m行った先にわずかに遊水池があるだけなのです。そうすると、今、公共下水道が整備されていきますと、あの河川は将来的には非常に心配なのです。したがって、河川の上のほうに還元流動の看板もかかっていますけれども、これらについて地元の市民は非常に興味を持っているわけでありまして、水源の枯渇ということも含めてこの事業について私どもは大きな関心を持っておりますので、今後とも、平常時の流量等の確保も含めて、対応策を考えていただきたいと思っております。

河川環境課 1番の都市河川再生対策事業とも関連しているのですけれども、県では、海老川流域につきましては、海老川流域水循環系再生第二次行動計画をいま推進しているところです。先ほど申し上げました印旛沼流域下水道事業の高度処理水還元については、その中の重点政策の一つとして推進しているところです。

もう一つの水源の枯渇につきましては、これは下水道整備もそうなのですが、都市化に伴って道路がアスファルトで覆われたり、宅地化が進むことによって、今まで地下にしみ込んでいた水が河川に流れなくなっている状況が、今、都市化に伴って起こっているところです。海老川流域水循環系再生第二次行動計画では、1番に書いてありますが、雨水浸透施設の設置の促進や浸透性舗装などを推進していきたいと考えております。

後藤委員 第4節「水・底質環境」の15ページです。「三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討」というのがありますが、20年度の「事業の進捗状況」に「再生可能な県の管理する河川を整理しています」と書いてありますが、どの程度の整理をしてあって、どの河川が対象になっているのか。例えば浦安、市川、船橋、習志野は入るのかどうかかわらないですが、それで関わるものがどの程度整理できているのか。もしできているのだったら、やはり皆さん三番瀬の近くの河川というのは非常に興味があると思っておりますので、是非資料を、次回でも結構ですので、整理したものがあれば読ませていただきたいと思っております。

大西会長 20年度の事業なので、最終的には20年度の事業が終わってから報告があるということですが、今やっているわけだから。

河川環境課 資料2-3を御覧いただきたいのですが、県の管理する河川ということで、三番瀬周辺の河川はこういったものがありますということがあります。こういった河川について、水質の状況、河川整備の状況を今後整理していきたいと思っております。まだ資料について

は示せる状況ではないので、今後、整理していきたいと考えております。

後藤委員 浦安から言えば、猫実川というのがいろいろな意味であると思うのですが、やはり三番瀬に直接流入しているものというので、まだ排水が流れているようなところは特にどういう状況かというのをきちっと調べていただいて、改善の方向がどういう方向があるのかということを示していただければと思います。

上野委員 28 ページ、ルールづくりのことで、「事業の進捗状況」で立て看板を9本設置したということがありますが、これは立入禁止の看板のことを意味しているのでしょうか。となると、これはルールづくりではなくて、拒絶という形ですよね。ルールづくりならルールづくり、やはり市民を巻き込んだ話し合いの場を早急につくるべきであり、拒絶するという意味合いの看板を入れるのはいかななものか、おかしなものではないのかという感じがします。きちんと市民を巻き込んで、ここにあるように水産資源の維持というような形ではなくて、市民がいかに三番瀬と親しめるかといった意味のルールづくりをきちんと行うべきだ。そういった協議の場をつくるべきだというのが、やはり21年度の事業になってほしいなという思いがあります。

大西会長 今の立て看板を9本設置するというのは、19年度の事業のところですね。

上野委員 はい。

大西会長 ちょっと前の話です。

水産課 いま御質問のありました立て看板ですが、これは一般の方々をそこから立入禁止だとかそういったものではございませんで、海で漁業権に基づいて生活している漁業者の方々、そういった漁業権が免許されていますので、ここから先は漁業権が免許されていますよ、ですから一般の方々は、そういった漁業者の活動を尊重して、それ以外の場所で獲ってくださいよ、そういった海の使い方のルールがありますといったような周知の立て看板ということです。海は、一般の方々ももちろんそこで憩う場でもありますし、またそこで生活している漁業者の方もいらっしゃるの、やはりそこら辺の折り合いというのはバランスですので、そういった部分で周知という形で立て看板を立てたということでございます。

上野委員 これは、ふなばし海浜公園あたりの看板のことを意味しているのでしょうか。浦安側の立て看板ではないのでしょうか。

水産課 基本的に、これは、一般の方々というよりも、我々水産サイドにとってみると、とんでもない悪質な密漁者という部分が結構あります。具体的に立てた部分は、海浜公園を中心とした海域ということで実施しています。

上野委員 浦安側というのは、要するに漁業権の設定がないところで……。浦安側にもある立入禁止の看板のことを言っているのですけれども。海のルールづくり、これは資源保護とはまた別の問題ではないかと思えます。やはり市民が親しめるという、これは三番瀬再生会議の基本的な部分でもありますので、そこら辺の部分とこれを一緒にされると……。別の問題だと思えるのです。「市民が親しめる」という形のルールづくりが、今やはり一番望まれるところではないかと思えます。

大西会長 今の御指摘については、例えば浦安について、天端のところは今通れなくなっているのですかね。だから親水的な環境を整えるという意味で、船橋は別として、市川、浦安についてはまだ課題が残っていて、これは再生事業全体の中で前進させていかなければいけないテーマがあると思えます。だから、それに合わせてルールも変わっていくという

ことだと思えます。現段階では施設が整備されていないので、危険性があるとか、いろいろな問題があると思うので、現段階で適用すべきルールと、あるべきルールといいますが、ある程度再生が進んだ段階でできるルールとは少し違うように思います。そういう整備なり改善とともに、できるだけ多くの人々が親しめるような環境あるいはルールをつくっていくことにしたいと思えます。

宮脇委員 5節の護岸の景観の部分と、6節の周囲との調和のとれたまちづくり、これについて思うのですが、特にまちづくりに関しては、他の分野に比べて進展が余りないというか、こんなにあっさり書かれているように、十分な議論がこれまでなされていないのではないかと。他のところはかなり議論されているのですが。

その問題について、7月の評価委員会の際にもお伝えしたのですが、実現化検討委員会ができたのでそこに重点を置きたいと、先ほど言われたとおりの部分はあると思うのですが、こういった護岸検討委員会絡みで積み残している部分も忘れないでほしい、それも評価委員会で引き続き検討すべきではないかと、評価委員会のほうには申したのですが、なかなかこの場で言わないとよく伝わらないかもしれないので、そういう問題がありますと。

特に本体は、一生懸命議論して、集計して、景観に配慮しようとしているのですが、そこで提案されていた護岸の背後に緑地帯が提示されておりまして、これが消えていっています。内陸部との問題があるということなのですが、これは引き続き検討しないと、背後の護岸本体だけではないものが全部見えてしまうわけで、周囲の環境等の景観というのは一体的なものですので、護岸の検討とそこを切り離してしまうのはいかがかと思っています。

また、これは市 具体的には市川市ですが の協力なしには実現不可能なわけですので、こういった協議がなされていくのかということを少し懸念しているものですから、触れたいと思いました。

また、市は景観の行政団体ですので、法的には景観に対する配慮という責務を負っているわけです。ですので、県と市と、これまでの経緯からいってなかなか難しいところはあろうと思うのですが、それを調整せずにその景観を評価委員会で評価してくれと言われても、評価するにはちょっと難しいところがありますとしか言いようがないという状況であります。

大西会長 県のほうから、今の点についていかがですか。

河川整備課 おっしゃられるように、景観の問題については非常に重要な点であると認識しております。背後のまちづくりとの関連もありますので、引き続き市川市と協議して、なおかつ護岸検討委員会のほうでも検討していきたいと考えております。

大西会長 市川市側のまちづくりについても、今、委員の発言の中にありましたけれども、市川市のほうで何かコメントがありましたら。

市川市 市川市も、当然ですが、もともと塩浜の整備基本計画の中でも「海辺と一体となったまちづくりをしていく」と書いてあります。市川市は景観については十分配慮していくつもりでありますので、まだ具体的になっておりませんが、それらについては、きちんとやっていくつもりであります。

大西会長 きちんとそれぞれがやるというだけでなく、三番瀬の再生という観点からも関心があるし、もちろん市川市として固有に景観行政団体として景観の整備というのはやって

おられると思いますが、意見交換ができるような機会をなるべく増やしていくということ、是非御協力をお願いしたいと思います。

竹川委員 今の問題と関連するのですが、9月3日の再生実現化検討委員会で、今の市川市所有地の湿地、これは第5節の27ページの問題と関連するのですが、そろそろタイム・イズ・アップで、まちづくりについて、法律的、技術的、予算面等も全部含めて、早急に本格的な論議を詰めていかないとだめではないかという提案がされまして、市川行徳漁協の中島専務からも「そのとおり」という支持があったのですが、大体、実現化検討委員会ではそういう方向で了解されたと思うのです。

これについて、このままにして放っておきますと、ここにありますように、基本的事項を確定させていくとか云々ということで、清野委員のお話では、今年が本当に最後のチャンスだというようなお話もあるように、緊急にこの体制を詰めていかないといけないのではないかと思います。そういう点では、ここで余り触れられておりませんので、どこでその問題をどういう形で勉強会なりワーキンググループなりワークショップなりを編成して進めていくかという問題で、もちろん20年度のテーマでもありますが、21年度の中にもそういう方向だけはきちんと入れておく必要があると思うのです。要望です。

倉阪委員 今の点でございますが、9月3日の実現化試験計画等検討委員会のときに、この資料では26ページに当たると思いますが、自然再生（湿地再生）事業についての本格的な議論が始まったということでございます。

そのときに、竹川さんのほうから話がありましたように、制度的な検討、技術的な検討を早く進めていって、関係者を広く集めるような形でワークショップ的なものを開催しながら基本的な事項を詰めていく必要があると。そういう方向になったところです。

私は、5節の3のところ、こちらの書きぶりで、「平成20年度に基本的事項を確定させていきます」、それから「21年度に基本設計を進めます」、この程度の書き方でいいかと思いますが、内容が重要ですので、また具体的な拡大された形のワークショップなど計画された段階では、こちらの委員のメンバーにもお知らせをしながら、できる限り開かれた形で議論していくことにしていきたいと思っておりますので、御協力いただければと思います。

市川市 この場所については、当然、市のほうからも市の案を、市の内部あるいは懇談会で検討した内容を報告してございます。この書きぶりですと、事業主体が曖昧なままで、何か市の事業を県で検討するみたいな形になるのも困ると思います。ですから、前々から言っているように、ここは県でやるのですか、どこですか、ということもちゃんと決めていただいて、県でやるのであれば、また私たちもそれなりのやり方がありますし、あるいは市川市が独自にやるのであれば、これはこういう形にはならないかもしれません。その辺、もうちょっとここは詰めていただきたいと思っております。

倉阪委員 これはどっちがやるということではなくて、おそらく護岸の形状等は県が関わらないといいものができるだろう。当然、市の原案が出ていますので、市の原案をベースに議論を進めていく必要があって、その「開かれた」というのは、おそらく市の原案をつくったときに関係された方もたくさんいらっしゃいますし、そういった方々にもできる限り声をかけて、県のできることに、護岸の形状ですね、それがもしある程度自由度があるのであれば、どういうものができるのであろうかということ、市のベースをもとにしながら、よりよいものにならないかという検討をしていくということで、この前9月3日のときに

話をさせていただいたと記憶しております。市がやるのか、県がやるのか、そういった二者択一ではなくて、実際お金をどうするのかというのはありますけれども、まずは制度的・技術的によりよいものとしてどういったものがあり得るのだろうかということを考えてみようと、そんな議論になっていたかと思います。3日のときに田草川さんはいらっしやいませんでしたので、また次のときに、もう一度議論した後でそういった開かれた形のを計画すると思いますので、主導権争いというようなことではなくて、協力し合っによりよいものをつくっていかうと、そういう方向で議論が進めばと思っております。

大西会長　今の点について、県のほうから何か。事業内容を見ていると、市川市所有地においてということのははっきりしているのだけれども、これは確かに主語がないですね。「基本設計を進めます」というのは、これは県が進めるということなのかな。全部「県」が主語だという答弁がこの間ありましたか。この辺、整理、解釈をしてください。

三番瀬再生推進室　こちらに書いてありますこういった計画づくりについては、県で進めるということは、ここに書いてあるとおりははっきりしております。中の事業の事業主体につきましては、これから庁内、市とも相談させていただきたいと考えております。

市川市　念のためですけども、市の所有地で市が事業をやるのだけれども、県が計画をつくるというのでは困りますというふうに言っているわけです。私が「いい」と言ってもだめなんです。これは市の土地で、市の議会もあれば、関係者がいますので。このままでいくと、県でつくった計画と市でつくった計画、それぞれ出てくる可能性もありますし、やはりそこはそういうふうにならないように、あるいは市と県で十分協議をしていただきたいと思えます。

大西会長　その点は大事な点だと思いますが、県のほうで、今この主語は県だということ、ここでは、もう一回注目してもらいますと、場所が「市川市所有地において」と書いてあって、「検討委員会の検討を踏まえ、護岸の改修とか地元市（これは市川市ですね）と協議調整を図りながら自然再生の基本設計を県が進めます」というふうに書いてあるわけです。これでいいということですね。設計を進めたら、それについて他の市等にこのとおりやれというのは、なかなか常識的でないですよ。自分でやるということになると思うので、その場合、土地の所有権をどうするか、いろいろな問題が出てくると思いますが、そういうことを含んで言うておられるということでもいいのですか。

三番瀬再生推進室　そういったことも含めて相談してまいりたいと考えております。

大西会長　ということで、ここでは設計を進めるというのが内容ですが、その設計を進める環境を整えるということが当然反射的に入ってくると思います。その話が整理できると、かなり前に進む、可能性が見えてくるという感じになります。よろしくお願ひしたいと思えます。

後藤委員　27 ページの「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」ですが、以前、浦安の都市計画変更もあって、それは一つの方向として決まってしまったというのがあるのですが、まだいろいろな意味で努力をしているところがあると思いますので、今回は結構ですので、次回にでも、その辺どういうプロセスで、どういう動きになっているのか、少し教えていただきたい。

もう一つは、県が、ある程度三番瀬の再生に絡んで、例えば船橋、市川、浦安のアクセスをどういうふうにしていくか。今、それぞれ道路も含めて切れているわけです。

そういうアクセスの問題も含めて、大変だとは思いますが、ある程度考え方をやはりつくっていかないと、三番瀬にアクセスして周りを歩けるとか、そういう話が全然出てこないで、是非その辺も広域的な視点から検討いただければと思います。

大西会長　　今の提案の部分と前段のポイントは、20年度の事業の整理をして報告してくださいということですね。これもさっきと同じように20年度の事業なので、来年のPDCAのCのところでは必ず報告があると思います。

　　県のほうから今の点について答弁があったら、お願いします。

都市計画課　　20年度の今の状況ということですが、今、情報交換を行っているところです。浦安、市川市と、今どういう状況なのかということをお聞きしたり、相談をしているわけです。目には見えませんが、それぞれ、浦安市は、昨年度の都市計画の変更の後の緑地の整備等も含めて、水際線の整備のあり方について検討しようということで、今、どういう形で検討しようかということで調整をしている、今後2ヵ年でそれをまとめていこうとしていると聞いております。市川市は、先ほど市川市からお話がありましたように、市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会というものができまして、その協議会が調査を発注して、整備がどういうふうに行えるのか、そういう事業の成立条件等の調査を今、実施中と聞いております。

松崎委員　　わかりやすくお聞きしたいのですが、塩浜に多目的広場がございますね。これは市川市の所有だと聞いています。ドッグランのあるところですか。あそこの開発はどちらがやるのか、共同してやるのか、これが具体的に見えてこないのです。今、草むらでぼうぼうですよ。あれをあのままに放っておいても、治安的にも悪いですし、早急にやらなければいけないのではないのでしょうかと私は思うのですが、今お聞きしていると、私も市川市ですが、田草川さんと何かが違うんですよ。それが具体的に見えないと、市民としても、どうするのだろうみたいなのところがあるので、それは早急に詰めていただければわかりやすいなと思っています。いかがでしょうか。

市川市　　塩浜の整備計画というのは、松崎委員はいらっしゃらなかったかもしれませんが、この場でもたしか前に状況は報告してございます。塩浜地区、京葉線から南側の海までの間の40haについては将来的に整備していく、そのうちの市有地とプラス大きな企業の一部、駅前のところだけ先に12haぐらいを第1期事業で整備しますということは、いろいろな場面で言っております。ただ、絵まで具体的には出ていない。そういった状況でございます。やっていくということで、進めてはおります。今、その状況を県の都市計画課に報告してもらったところでございます。

三橋委員　　4節の15ページですが、「三番瀬周辺の県の管理する河川再生」云々ですが、18年度も19年度も決算がないということは、予算もなかった。ということは、何もやらなかったということなのではないでしょうか。

　　それともう一つ、非常に気になるのですが、何でここに「再生可能な県の管理する河川」という文言を使わなくてはいけないのか。県の管理しない河川は再生する必要がないと考えているのか。それから、再生可能というのはどこが判断するのか。主語がないんだよね。やる気があるのか、書いておけばいいのか。具体的には、山谷澗の管理が県から市に移ったのだけど、何十年にもわたって放っておいたのを市に移したって、市が何かやるわけないんですよ。その辺、何か書いておけばいいんだというような感じがするので、ま

じめに考えてください。

大西会長 いかがですか、県からお答えがあればお願いします。

河川環境課 まず1点目の18、19が抜けているという指摘ですが、この事業は20年度から始まった事業であります。

3点目の再生の検討については、整理をしながら多自然化と再生の検討を行っていきたいと考えております。それぐらいしか答えられないです。

三橋委員 具体的に調査に入っていると、検討する箇所というのがあるのですか。

河川環境課 今年度の事業は、先ほど資料2-3で見ていただいたように、三番瀬の周辺にはこういう河川があるということで、この状況を整理することになっておりますので、それを整理していきたいと思っております。

大西会長 今年度はさっきの資料2-3の並んでいる流入河川全体を扱って、その中から選んで21年度事業を行いたいということですね。

河川環境課 そのとおりでございます。

岡本委員 くどいようですけれども、先ほど上野委員が質問をいたしましたルールづくりです。

委員長から明快な御返事をいただいたところですが、このルールづくりにつきまして、護岸整備等はもちろん、今現在、入ってはいけないという看板がありながら、非常に多くの方々が浦安のところに入っているわけです。だから早くルールをつくっていただきたいという話を、上野委員が再三言っているわけでございます。人が海に入るわけですので、いわゆる汚すことはもちろんのことですが、一番大きな問題になります事故が起きてからでは遅いということで、今現在なお人が入っているわけですが、早目にルールづくりのテーブルにつけるようなことを県のほうで考えていただければ非常にありがたい。ということは、平成21年度の中にもこのルールづくりというものは入ってございませんので、できるだけ早い時期にルールづくりのテーブルにつけるようなことをしていただければありがたいと考えておりますので、どうかひとつ、その辺、再度お願いを申し上げたい。

2点目ですが、先ほど来から話が出ている「県で行う」ということ。河川の件につきましては、県は一級河川だけ事業をやるわけですか、それとも二級河川についても同じような状況の中で事業を行うわけですか。その辺をはっきりと聞いておきたいと思います。

大西会長 ルールと河川の事業、2つです。お願いします。

三番瀬再生推進室 今の御質問のうち、1番目の質問にお答えいたします。

資料の28ページに書いてございますルールづくりですが、これについては、海や浜辺の賢明な利用に関するルールづくりということで、まず、この前提として、浦安の日の出の護岸のことをおっしゃっているのですけれども、このルールづくりの検討に向けては、まずその前提として、護岸への立ち入りの問題、これは先ほど会長からもお話が出ましたが、護岸が危険である、あるいは整備が必要であるというようなこと、また、その後の管理の話があると聞いておりますが、そういったものが管理者と地元市との間でのきちっとした話が行われて、そういった方向性がある程度出た中で、実際に浜辺に入るようなルールづくりについては検討していきたいと考えております。まずそちらをやっていただくのが先なのかなと考えております。

河川環境課 まず、県が管理する河川というのは、一級河川の中でも、指定区間と申しまして、県が管理する河川区域もございまして。資料2-3で見明川とか境川は江戸川からの川とい

うことで、一級河川ですが県が管理する河川ということになっております。その他、真間川についても、一級河川ですが県が管理する河川。その他の川は二級河川ということで、同じく県が管理する河川となっています。

大西会長 何級河川ということとは別に、総体的に管理者の指定があるということですね。県が管理する河川について検討を行う。

他に第4節から第7節について、よろしいでしょうか。

会場の方の意見も聞きたいと思います。

では、会場の方、もし第1節から第3節で言い漏らしたことがある方がいたら、それもいま挙手してください。

発言者A Aと申します。

最初に、16 ページ、「水・底質環境」で3 - (1)「合併浄化槽の普及」というところですが、この中で単独処理浄化槽というのは、例えば上のほうでは船橋市と市川市の実施状況が出ているのですが、船橋市と市川市で単独浄化槽というのは、今現在幾つぐらい残っているのでしょうか。

大西会長 会場の方からの質問は、直接やっていただきたいのです。ここは会場の方については意見を発表していただきますので。

発言者A というのは、東京湾の水質を変えるためには、よく県の方は一般の市民の人に協力を求めているのかもしれませんが、青潮の原因などには、やはり市民の生活排水という問題を着々と解決していかなければならないのではないかと思います。私、単独浄化槽というのは、合併浄化槽よりも7倍も8倍も汚す原因だと教わったものですから、単独浄化槽というのはどうするのかなという思いでお聞きしました。

大西会長 それだけでよろしいですか。

発言者A ついでに、前のほうに遡ってですけども、ページをめくると時間がかかってしまいますので、アオサのことですけども、今年になってから2回ほど調査したと書かれているページがあります。そのアオサの状況も漁場に非常に関係している問題だと思いますので、今現在、今年の状況を簡単にお話しただけないでしょうか。

大西会長 会場からの質問は、もし質問がある場合には県のほうに直接お尋ねいただきたいと思います。いま議論しているのは、21年度事業の方向性について議論しておりますので、その方向性について御意見がある方は発表をお願いします。

発言者B 第6節の「三番瀬を活かしたまちづくり」のところですが、現在、塩浜2丁目の護岸沿いに物流センターが建設されています。それは再生会議の委員の皆さんは御存知でしょうか。先ほど、市川市のほうから、「景観にも配慮して」と言われましたが、今こうやって議論している間にも、どんどん建っているわけです。海から見ると、護岸の後ろにあるので、まるで胸壁のように見えるのですけれども、誰が見ても、あれは胸壁ではないよね。何しろクロネコヤマトですから。

再生計画案の中には景観が入っています。そして、まちづくりの中にもそれが入っています。そこには「三番瀬と県民が親しみ、かつ安全に利用できるようにし、県民と自然とのふれあい及び心の和む景観が確保されることを旨として行わなければならない」と記されているのに、何でそういったものが建つのでしょうか。県だの市だのは、申請の書類が揃っていれば許可せざるを得ないとか、そういうことをよく聞くのですけれども、あの場

所は三番瀬の再生、今も議論していますが、そういうことをやっている場所なので、安易に許可をしないでいただきたい。再生委員の皆さんは、もしあれを見たらどう思うのでしょうか。是非見に行って、あれを容認するのかどうか。そう思っております。

大西会長 他に会場から御発言ありますか。

今、幾つか会場から出ましたけれども、もし県あるいは関係の方でお答えがあったらお願いします。

水質保全課 先ほど単独処理浄化槽のことで質問があったと思うのですが、おっしゃるとおり、単独処理浄化槽からの生活雑排水というのは、合併処理浄化槽と比べて非常に負荷量が大いということで、16 ページに書いてありますように、高度処理型浄化槽の普及促進を図りますということと、もう一つは単独処理浄化槽、あるいはくみ取り便槽の合併処理浄化槽への転換を促進していきますという内容でございます。限られた予算の中で効率的な水質改善を図っていききたいということで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図っていききたいと考えております。

漁業資源課 アオサの発生状況調査結果について、漁業資源課からお答えいたします。

6月と7月、2回実施いたしまして、6月が推定発生量で79トン、7月が10トンでして、平成16年以降では低い水準ということになっております。

都市計画課 物流センターの建築に関するお話ですけれども、市川市におきましては、特定行政庁と申しまして、建築確認を市が行える団体となっておりますので、市川市の判断で建築許可が下ろされたものと思っております。私どもの立場からいたしますと、私有地でございますので、そこに法的に建築確認が下りた場合には、市川市のほうは建築を許可せざるを得ない状況ではないのかと思います。

また、この地区は、市川地区まちづくり基本計画における第一段階の地区からちょっと外れているということもございます。

大西会長 他に発言ありますか。

よろしいですか。

それでは、残った第8節から第12節まで、29ページ以降を対象として意見を伺います。ワーキンググループからの報告の中では、ラムサール条約、広報関連、条例が含まれます。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

後藤委員 29ページ、「環境学習・教育事業」ということで、環境学習の検討委員会がやっこの間開催されまして、その中で、21年度の方向性については、「環境学習施設や環境学習の場については、三番瀬再生の全体構想の進捗を見極めつつ、慎重に検討を行います」と書いてありますので、環境学習の場についても検討をきちっとしていただきたい。

環境学習の報告書の中には、やはり場が大事である、施設だけではなくて、海と連続したような場が必要である、そこで再生自体の体験をやっていくことによって本当の意味での体験、学習になるのではないかと。「三番瀬のために」というキーワードを入れてあります。それから、場をきちっとつくる。それと、海から連続したような形で安全性のあるような形を検討してください。ということは、県が管轄する部分と、浦安市も環境学習施設の土地を買って一生懸命やっています。緑地と緑道と環境学習の場と護岸までの形があるのですが、そういうところが是非いいものになるように環境学習施設検討委員会の中でも検討していきますが、是非そういう視点から、双方、市も県もじっくり話し合ってい

いものにしていく。そういう話し合いの場に市民も含めながら、それから再生会議も含めながら、ざっくばらんに話せる場。前に会長がおっしゃったと思うのですが。都市計画のほうは決まってしまいましたので、この場合は浦安にとっては最後の砦みたいになりますので、是非その辺の努力を早急に進めていただきたいと思います。

環境政策課 私どもといたしましても、環境学習施設、環境学習の場につきましては、重要な課題の一つと考えております。また、環境学習という意味におきましては、29 ページに記載しておりますが、「三番瀬に関する環境学習・教育を担う人材育成や環境学習・教育活動の支援に努めていきます」ということで、具体的には右側の平成 20 年度の「実施計画」また「事業の進捗状況」にあります。環境学習指導者として活動している者のスキルアップを目指した環境講座の実施、また環境学習提供システムの構築、そういったことを具体的に進めていきたいと考えております。

環境学習施設、環境学習の場につきましては、ここにも記載しているとおり、三番瀬再生の全体構想、そういった進捗状況を見きわめつつ、県内部でも検討し、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

吉田副会長 関連して、私のほうから。環境学習の検討委員会は私も担当させていただいているのですが、昨年開けなかったというのも、先ほど田草川さんから御意見がありましたけれども、一体どこが主体でというところがなかなかはっきりと県のほうとしても言えなかった部分があって、学習施設や学習の場という部分は、ソフトの部分はともかくとして、そちらのほうで議論しにくかったということがあったと思うのですが、今回、地域づくり推進課のほうで、第 5 節に自然再生に関しては基本設計ということも書いていただきましたので、それと合わせて、これは護岸、環境学習施設、学習の場というものとまさに全部密接に絡んでいるものですので、是非積極的に検討を進めるといってほしいと思います。

それとお願いだけなのですが、今、環境政策課のほうから説明していただいた中で、9 月下旬に三番瀬をフィールドにして環境学習指導者のスキルアップの学習講座と言われたのですが、これは 7 月の検討委員会で委員はみんな聞いているわけですが、おそらく再生会議の委員の方は初めてだと思います。9 月下旬にやるのだったら、もうそろそろ呼びかけをしなければいけない時期だと思うのですが、その辺の進捗状況を一言だけ補足していただければと思います。

環境政策課 9 月 27 日開催ということで、環境学習施設等検討委員会の委員の皆様には連絡を差し上げていますが、三番瀬再生会議の皆様にはまだ連絡が行っていないと思います。これにつきましては、私どものほうから三番瀬再生推進室を通じて連絡させていただきたいと思います。

木村委員 37 ページのラムサール条約のことで、今後調整ということで、この文章を見ると、今までとは変わっていない状況です。予算額も全然ついていないということです。三番瀬再生会議では、段階的ということで、是非そういう方向性も鑑みて、そちらのほうに軸足を移してラムサール条約に登録してもらいたいという意見が、この前の会議でも大勢だったと思うのです。そういう意味では、このラムサール条約を、最初の説明に「利害関係者が同意すれば環境省も検討する」というお話がありましたけれども、そういう方向に軸足を移すならば、今度は予算をつけてもらいたい。このときをお願いしたいと思うのです。

例えば習志野の谷津干潟、地図にも描いてありますが、考えてみれば谷津干潟は段階的なのです。ラムサール条約に登録されていますから。本当にこの中の一角なのです。例がいいかどうか分かりませんが、世界遺産の中で、奈良が、最初に法隆寺とか何とか、中心地が登録になっているのです、1993年か1994年に。その後何年かして、奈良一帯が世界遺産にまた登録されている。そういう意味では、船橋の辺り、ここは江戸時代から三番瀬の大きな拠点になっている。これは、ワーキンググループに私も入ってやりましたけれども、大野さんから指摘がありました。そういう意味では、段階的にという考え方ではなくて、実際にはそれが谷津干潟で進んでいるのだという考え方に立って、是非、資料づくりとか、環境省へもし書類を提出するのであれば、そういう書類のこととか、当然予算が必要だと思いますので、そういうことを考慮して21年度の事業に織り込んでいただきたい。こういう僕の意見です。

自然保護課　　ただいま、環境省がそちら側に軸足を移してというようなお言葉だったかと思いますが、私が先ほど説明いたしましたのは、利害関係人の皆さんがそういう同意をされるのであれば、その検討も始めるということを考えましょうというような話があったということで、そちらに軸足を移すということで申し上げたつもりではございません。

それから、予算が書いてないじゃないかというお話ですが、関係機関と協議・調整を進めておりますが、協議・調整に行っております我々は、それぞれ課のほうについている予算は当然ながら使っております。それがこのためについているというよりは、一般的な予算という形で使っておりますので、特にここに記載していないと考えてございます。

それから、「段階的にという形で前回の再生会議で軸足を移したのだから」というお言葉だったかと思いますが、それも一つとして、両方を見据えてという形でお話をいただいたかと思いましたが、先ほど報告いたしました、段階的にという形で進めるにあたってはどのような問題点があるのかと思ひまして、前回の再生会議が終わりました後、環境省といろいろ協議を進めさせてもらっております。それにつきましては、いろいろ打ち合わせ等をメール等でもやっておりますが、まだ最終的には行っておりませんので、先ほど中間的な報告という形で報告させてもらったところでございます。

竹川委員　　ラムサール登録の前に国指定の鳥獣保護区を進めることが先決だと。これは先ほどいらした副知事も、また知事も、議会答弁をされております。

2006年に環境省から県のほうにこれについて意見の照会があった。要は、国指定鳥獣保護区にするということで例の自然再生整備基金のほうも大体通常年間1,200万だということですが、3,000万も2年続けてもらっている。これは、よほど環境省に対して環境省をうなずかせる内容の計画が出されたに違いない。それが、3年後にして全面的に申請ストップがかかってしまった。再生会議のワーキンググループでもそういう経過が話をされませんでしたし、またこの中にも出てきていない。知事の答弁によりますと、利害関係者というのは幾つかあるのですが、土地の所有者は該当しない、観光協会も該当しないだろう、猟友会も該当しないだろうと。そうしますと、農林水産団体の長、要するに漁協の長、組合長と、あと環境省のほうで自然保護団体、鳥獣保護団体の中から選定するという関係者の合意を取ることが、環境省の言う利害関係者の合意だと。そういうかなり踏み込んだ形で交付金を取ったわけですが、具体的に、特に3年間ですけれども、どこでこれがストップしてしまっているのかということをお聞きしたいのです。

もう一つは、知事のほうの答弁、再三繰り返して言っているのは、漁業のほうの転業資金に絡んで障害があるのだという点を主として答弁されていますが、現在、転業資金のほうはほとんど見通しが立った。そうしますと、改めて聞きますが、県のほうとしては、今度は大手を振って漁協のほうと話し合いを進めて、一たん交付金が中止されたのでしょうか、来年さらにこの交付金の申請をするという計画等を出される必要があるのではないか。いろいろ書かれていますが、そういった具体的な手順なり方策がなかなかないものですから、目に見えていないと言うのですが、これについて、かなり思いきった提案がされているはずですが、今までの経過、どこでそういうことになったのか、どういう障害でストップしてしまったのか、当面そういう新しい状況の中で申請をさらに出していくのかどうか、その辺のことを質問して、この計画の中にもう少し具体的な内容を書いていただきたいと思います。

自然保護課　ただいま、三番瀬に係る環境省からいただいております自然環境整備交付金についての質問をいただきました。

この交付金が「鳥獣保護区になるための交付金」というお言葉が入っていたかと思うのですが、この交付金そのものは、国定公園とか、長距離自然歩道、国指定鳥獣保護区の区域において都道府県や市町村が行う整備事業などに対して交付されるというのがございます。鳥獣保護区になっておればその整備事業に対して充当できるのですが、三番瀬については、まだ鳥獣保護区に指定されておらないわけですので、具体的な整備事業ではなく、その調査事業に対して交付を受けていたというわけでございます。この交付をいただくにあたりまして、17年から19年度の3年間この交付金をいただいたわけですが、三番瀬の再生というものを目指して、その計画を出した、つくったというわけ。いろいろな人とのふれあいですとか、そういうものを趣旨として計画をつくったところでございます。

その3年間の計画期間が終わる19年度において、国指定鳥獣保護区の指定についての具体的なスケジュールが求められたわけですが、利害関係者となると思われる漁業者のほうの同意というものが、何回か勉強会なり意見交換会なりやってきていたわけですが、確たる同意というものに至っていなかったわけですので、具体的なスケジュールが示せなかったというわけです。3年間の計画期間が終わるとともに、とりあえずここで一たん休止という扱いにしましょうという形にしまして、今年度(20年度)分の交付金の申請は行わなかった、休止したという内容でございます。

今回、先ほど転業準備資金問題云々という話があったかと思いますが、これにつきましては、前回だったかと思いますが、知事の定例記者会見の中でもそのような質問がございまして、それに対しては知事のほうからも、転業準備資金問題は一つの問題ではある、ただこれが終わったからといって即ラムサールに結びつくというふうには考えてはいないと答えられていたかと思いますが。

竹川委員　自然整備計画の交付金というのは、今おっしゃったように、既に国定公園か、自然の遊歩道、相当規模の大きいものですが、ないしは国指定鳥獣保護区、その中の整備事業をやるということで法律的にはなっていると思うのですが、一般的な三番瀬再生のための調査ということではまず出ないのではないかと。そうしますと、相当の配慮をして、しかも基準の倍額くらいのもを出しているわけですから、相当踏み込んだ形で行政のほうから国のほうに出しているに違いないと思っているのです。その辺は、いろいろな申請書類そ

の他をもらえれば本当は一番いいのでしょうけれども、そういうことで、どちらかといいますと、県のほうは、この件については、悪い言葉で言いますと、環境省には恥をかかせたというふうなことになるのではないかと推測するのです。

それから、確かに、最後におっしゃったように、あと取り残されているのは漁協の長ですから、組合長がオーケーと言えればかなり進むと思うのです。そういうことで言いますと、かなり県のほうとしてはネジを巻いてその気になって話をするという必要があると思うのですが、これまでの経過によりますと、再生会議で2006年に聞きましたら、県のほうとしては合意を取るためにやりますと言っているのですが、実際に勉強会なり研究会なりで漁協に出かけていったのはその1年後なのです。2007年から始まっています。1年間何もやらなかったということになってくると思うのです。そういった意味で、自然保護の方だけではなくて、県としてさらに一歩進めた方針をここに書いていただきたい。

自然保護課 たった今、交付金の話ですが、委員のおっしゃるとおり、鳥獣保護区に指定されているところについての整備事業に充てるためにいただくお金ですので、額としては小さくはないものが結構多く出ているのではないかと思います。

先ほど申しましたように、三番瀬につきましては保護区に指定されていないわけですので、そういう具体的な整備事業ではなくて、調査事業という形でいただいております。これについては、環境省の担当者に確認したところ、指定していないところに対して調査事業に限って交付するということは別にないわけではないという説明があったところでございます。

調整につきましては、20年度のところにも若干書きましたが、今年度は今までのところ、作成時点では延べ2回だったのですが、今現在延べ4回の意見交換会を実施しております。今後も、「日程調整ができ次第」と書いてございます。今後も意見交換会を持ちましょうという形では相手方の了解が得られておりますので、それにつきましては、日程調整ができ次第、順次やっていきたいと思っております。

大西会長 転業準備資金問題はこれから県議会で審議されるということなので、新聞報道等では概ね片付いたという報道があるようですが、手続的に言えば最後の山が残っているということではないかと思います。したがって、今、解決したとはそういう意味では言えないだろうと思いますが、仮に順調に進んだ場合に、一つ環境が変わったということは事実だと思えます。ラムサール条約への登録、その前の保護区の指定について言えば、チャンスが来た、新たな事態になったということだと思えます。

今回は、そういう動きの直前の会合で、あるいはその前にワーキンググループで整理してもらった結果に基づいて、「段階的ということも一つの選択肢だ」ということでまとめて、知事さんもそこにおられて、そういう議論が起こったということはいいい、ただ段階は難しいのではないかとというのが知事さんの答弁だと。それは今日の記録にもあります。

前回の私のまとめの中でも、ベストといいますか、我々の意思としてはもともと全体をラムサール条約に登録するということでありますので、これは変わらない。これはちゃんと県のほうでこれから正式に対応していただきたいと思いますと思うのですが、ラムサール条約の登録あるいは鳥獣保護区の指定に基本的に反対だという人は関係者の中でいないのではないかと。私も、誰が反対しているということについては確認できていないのですね、最近の時点では。以前はこの会議の中で「難しい」ということをおっしゃった方もいたと思う

のですが、最近の時点ではない。そういう意味では、さっきのような転業準備資金の問題などを考えると、可能性が開いているのかなと私は少し楽観的な見方もしているわけです。したがって、ここはかなり強力に保護区の指定等に向けて活動していくことが必要なのではないか。「ここは」というのは、転業準備資金の問題は少しまだ時間がかかると認識していますが、それを踏まえてと思っているのです。ですから、是非、今年度も残された期間、それから来年度、この取り組みについてはかなり本腰で力を入れてやっていただきたいと思っています。

県のほうではいろいろやられたということかもしれませんが、働きかけを受ける側では正式にまだ県からそういう話を聞いていないということをおはヒアリングの中で伺ったので、少し意識の違いもあるようですので、きちんとした対応を県のほうでやっていただきたいと思います。

これについて御意見ありましたら。他の点でもいいですが。

倉阪委員 別の点ですが、36ページの条例の制定のところですが。

条例の制定については、「三番瀬再生計画の基本計画、事業計画の中で、それぞれ三番瀬の保全・利用に関するルール等を明確にした条例の制定を目指します」と書いてあるわけです。この36ページの書きぶりを見ると、「条例の必要性等、立法事実論を踏まえた、広報等との連携の検討を進めます」、あるいは20年度の「進捗状況」を見ますと、「立法事実の存否という観点から、広報事業との連携方法等について検討を併せて進めていきます」と、かなりトーンが変わっていると思うのですね。立法事実があるかどうか、あるいは立法事実論を踏まえた検討をする、あるいは必要性の検討をする、これはかなり後退ではないかと思いますが、この辺りについて、どういう意図でこれを書かれているのか。

それと、「広報との連携の検討」ということですが、どういうふうにここで広報は絡んでくるのか、そこについて教えていただければと思います。

三番瀬再生推進室 1点目が、今かなりトーンが落ちているということと、2点目が広報との連携の絡みということで質問をいただいているかと思っています。

まず1点目ですが、トーンが落ちているということは全くございません。具体的にどうしてこういった記述になったかといいますと、資料2-4の15ページ、「三番瀬再生会議への報告書」、こちらにワーキンググループのテーマとして「条例」がございました。この中で、膨大な過去の議事録等を検討いただきまして、立法事実論についての検討等が浅いという話がありましたので、それを踏まえて、従来の内容に加えて立法事実論について言及しているというだけですので、基本的に後退ということはないと認識しております。

2点目、広報との関係ですが、これも先ほど引用した報告書資料2-4の15ページですが、こちらにいろいろ書いてあるところです。具体的に一例を申し上げますと、「3再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか」の(2)の2番目の「・」、
「『県民運動』の喚起方法の検討等」ということと言及があらうかと思っています。3番目の「・」、「再生・保全についての県民運動の展開を念頭に置く」、この辺りのところを踏まえて、立法事実論の前提として、三番瀬そのものに対する理解が当然必要になってくる。この辺を踏まえて「広報との連携」ということに言及したということですので、繰り返しになりますが、従来から後退したということは一切ないと認識しております。

倉阪委員 資料2-4の15ページのワーキンググループを踏まえてということですが、素直

に読むと、立法事実論を踏まえて、あるいは立法事実の存否という観点から、立法事実がないみたいな、そういうことが読めるわけですね。あるいは条例の必要性の検討ということになりますので。そうすると、明らかに今の答弁では「後退していない」というお答えですが、虚心坦懐に読むと、立法する必要があるのかどうか、条例をつくる必要があるのかどうかから検討するというふうに読めてしまうので、ここは書きぶりをもう少し精査していただいて、条例化を進めます、条例の制定を目指します、それにあって県民の理解が必要なので広報の強化に努めます、と書いていただければわかりやすいのですが。そういう検討をさらに進めていただければと思います。

三番瀬再生推進室　今の件については承りました。

大西会長　ちょっと、普通の人ではわからないよね、この文章。「21年度事業の方向性」の最後のところ、「立法事実論を踏まえた、広報等との連携の検討を進めます」というのは何をやるのか、普通の人というか、私もよくわかりません。だから、少なくとも日本語としてわかる文章にしてもらわないといけませんよね。わからない文章を書くときは何か隠したいことが多いので、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

この議論については、今度は21年度の実施計画がまとまって議論される。そこは、さっき言ったように、事前に委員には送付されて意見を出す機会があるというやり取りにしたいと思います。議論も、今日の段階で全部意見が言い切れなかったら、方向性についての意見を事務局に出せるようになっていくということでもありますので、時間のほうを優先させていきたいと思います。

三橋委員　11節「広報」、39ページ、サテライトオフィスですが、運営に携わっている当事者の立場ではなく、委員としての立場で。

数字を申し上げて申し訳ないのですが、決算額、決算見込額、当初予算額、だんだん減っています、残念なことに。にもかかわらず、来場者は増えています。懸命な努力の結果だと、そう思うのですが、問題は、最近、今年になってから来場者が減っています。ということは、場所の問題だと思います。隣にパスポートセンターがあります。当然、海外旅行者が減っています。ついでに来る人が減っているという考え方。もう一つ、年金センターがあります。年金センターに押しかける方も、ここへ来て減っています。ですから、サテライトオフィスに足を運んでいただく方が減っています。そういう目で見えていきますと、あの場所がいいのかなという検討をそろそろしていただく必要があるのかなと思っています。何かのついでに来るのではなくて、三番瀬のことを知りたくて来るには相応しい場所ではない。最初からそう思っていたのですが、最近そんな流れになっているので御検討いただきたいと思います。

三番瀬再生推進室　三番瀬に関心のある方はそもそも三番瀬に行くということですので、関心の薄い一般の県民の方に広く伝えていくための拠点として船橋駅前ということにしているわけですが、ただ、場所柄、7階とか、位置的なことも、確かに完璧に百点の場所ではないと思いますので、今後の検討課題として承っておきたいと思います。

遠藤委員　先ほどのワーキンググループでまとめた条例のところですが、県のほうから説明がありました、15ページにまとめられている(2)の部分がすべてでして、これらをいかにやるかということが、この条例を検討したワーキングの結論です。ですから、このように出てきたものが明確になっているものについては、それを踏襲した形で次のステップ

に入っていたきたい、このように思います。それには、いろいろ資料がありまして、既に条例要綱案というのが平成 16 年度にかなり明確にきれいにまとまっているのです。そこにもちゃんと出ているのです。それらを背景として出したもので、今、委員長がおっしゃったように、あまり抽象的な表現をされても何のことかわからない。このように、私がやったからということではなくて、検討された項目の上に次へステップで上がっていくという考えでやっていただきたいと思います。

大西会長 今の点について、答弁はありますか。

三番瀬再生推進室 当然のこととして受けとめておりますので、御承知おきいただければと思います。

大西会長 わかりやすく書くということについてもよろしいですか。

三番瀬再生推進室 そうですね。

大西会長 わかりにくいと思いますか。

今のところの「立法事実論」という言葉そのものも、わかりにくいよね。普通、使わないよね。「立法事実論」というのは何ですか。世の中に立法例があるかどうか。

三番瀬再生推進室 そういう意味ではありませんで。

大西会長 どういう意味ですか。

三番瀬再生推進室 条例を制定するにあたって、条例を必要とする世論の背景とでもいうのですか、そういったものがあるか。あまり弱いようであれば喚起していく必要がある。そういった意味合いで理解いただければと思います。

大西会長 相当テクニカルタームじゃないかと思うんですね。

三番瀬用語についてはある程度専門用語があっても仕方がないと思うのだけれども、周辺の言葉について、やはりわかりやすく書かないと。

三番瀬再生推進室 その辺は承知いたしました。

吉田副会長 私も資料 2 - 4 のワーキンググループの報告のページのところに関連してですが、今は立法事実論の話がたくさん出ましたので繰り返しませんが、私も円卓会議のときの条例の委員会に加わって、あのときに、県でつくった自然環境の条例はこんなにいっぱいあるのだと、資料集を、こんな厚いのを、県で出しているのです。だから立法事実がないことはないで、それを今さらこういうふうを書くのはちょっとおかしいなと思いました。

それは置いておいて、木村さんの意見が出たところでちょっとタイミングを失ってしまったのですが、私もラムサール条約の登録のワーキンググループのまとめ役をしたのですが、これは 4 月、5 月にちょうど船橋市漁協が決議していただいたその直後あたりに議論したということで、今は状況も大分変わってきていると思います。そういう転業資金問題、まだ完全に解決ということではないですが、できればそういう方向に解決して行って、そして、この再生会議の一番の課題としては、再生会議が始まる時に漁協の委員の方に加わっていただけなかったということがあるわけで、その後、大野さんが組合長になられて加わっていらっしゃるわけですが、そういった方々に加わっていただいて、そして漁場再生についても、自然再生についても、ラムサールの登録についても議論できるようなことをまずやっていくことが大事ではないか。ベストは全面的に登録することです。先ほどから議論している自然再生の場、あるいは環境学習の場の問題、こういったものについても、片半分しか登録されないと、半分側にしかラムサール登録のいい部分、メリットの部分も

及ばないわけです。そういった面から言っても、全面登録を目指して頑張っていくということが、まず最初にすべきことではないか。その上で、木村さんが言われたように、ベストでなくベターという選択もあるかもしれませんが、今そういった状況が変わってきた中で、是非、全面登録というのをまずは掲げてやっていくべきではないかと、私は今思っております。

後藤委員 今の条例の件ですが、先ほど「ルールづくり」という言葉が上野さんから岡本さんから出たのですが、これは相当ニーズがあるということなので、それをしっかり押えて、条例も相当検討しましたが、その後の動きもありますので、その辺も慎重に見ながら、より関わる人を多く絡めながらうまく条例化していくということが必要だと思います。

それからもう1点、32ページのピオトープネットワーク事業というのが「生物多様性ちば県戦略」に位置付けられたということですので、この辺まだピンと来ていないので、またいつかの機会があったら、どこにどういうふうに位置付けられたのか教えていただければと思います。32ページのピオトープネットワーク事業、この辺は非常に多様性に関わる問題なので。

自然保護課 ピオトープネットワーク事業の関係で、どこに位置づけられているかという質問かと思いますが、これについては、まだ「どこに」というところまでは話は進んでいないという状況です。

倉阪委員 広報関係で30ページに「三番瀬パスポート制度(仮称)」とありますが、これはそろそろもっとわかりやすく「三番瀬エコポイント制度」という形で、イメージできるように変えたほうがいいのではないかと思います。これは一番初めに提案されたのは後藤さんなので。それで間違っていないですね、エコポイントで。

後藤委員 はい。

倉阪委員 これは事業名であって、上のところもこれを使っていますが、できる限りわかりやすく書いたほうがいいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

大西会長 それでは、今の第8節以降について、会場から発言があったらお願いします。

発言者C 市川から来たこと申します。

第10節「再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」のところ
で意見を言わせていただきます。

まず、三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定の件ですが、これは円卓会議で、大西会長を中心に、かなり具体的な、条例案とはもちろんいきませんが、保全の内容が検討されたのです。僕は、今度、生物多様性基本法案ですか、正確な名前はちょっとあれですが、各地域に、そうした生物多様性を保全するための条例制定というか、そういうものを明確に求めているのです。条項としても入っているわけです。ですから、例えば三番瀬の生物、自然環境の保全ということで、県議員でいろいろな見解があると思いますが、やっぱり県として三番瀬を保全していく基本的な条例の骨格をつくって、それで県議会側と話し合うような、そういうスタートを切らないと、いつまで経っても僕はできないと思います。これは次にもう一つラムサールということで、具体的な雛型というか、かなりのあれが円卓会議としてできていると僕は思っているのですが、それに基づいた県としての保全のための条例の枠組みだけでもきちっとつくって働きかけをしてほしいということが、一つ僕の意見です。

それからもう一つ、ラムサール条約について言えば、さっきから委員の方々も意見を言っていますが、僕は南行徳漁業組合に行ってラムサール条約登録について申し入れたことがあるのです。そうしたら、専務理事がこうおっしゃっていました、「船橋とは条件が違うのだ」と。もちろん今度の補償の問題の解決が出る前の話です。去年の10月頃だったか、正確には時期はあれですけども。僕は、今のラムサール条約の登録の状況で、意見を持つ漁業連と話し合いを実施してきたというけれども、話し合った結果どういうところが問題点なのか、具体的に漁協側がラムサール条約登録に伴って不信を抱いているというか、そういうところを具体的に明らかにして、どうしたらさらに話し合いが進むのかを明らかにしていく必要があるということで、具体的な中身、引っ掛かっている中身を是非報告してほしい。できれば、船橋漁業組合は登録の促進で行っているわけですから、県が入ったの漁業者同士の話し合いだってできると僕は思うのですよ。そういったことの、もっと進んだ、もう一步踏み出した対策を是非考えてほしいということです。

発言者D 37 ページのラムサール条約のことです。

20年度の事業の進捗状況ということで2行書いてあります。今も議論になっておりましたが、再生会議の前回あたりから、船橋地区については登録を段階的に進めるという話が出ております。したがって、こういう事実を書いてほしいと思います。例えば「再生会議では、全域が困難なときは段階的な登録という意見が出されており、検討されている」というようなことですね。

二つ目、18年度、19年度、20年度にあたって、いずれも「実施結果について漁協関係者と」云々というのが3カ所出ております。つまり、3年間やっても具体的なものは何も書いてないのです。したがって、20年度のところについては、「漁協関係者と話し合ったけれども、具体的な方向が出ませんでした」と、こういうふうに締めくくってほしいのです。さらに、21年度のことですけども、事業内容の2行、登録についてまではいいです。その後を二つに区切ってもらいたい。一つは、先ほど申しましたように、「全域の登録が困難なときは段階登録を含めて検討する」、これを一つ加えてほしいですね。二つ目は、関係者の合意形成については、場合によっては関係者全員、つまり漁業関係者だけではなく、各都道府県とか港湾関係、つまり鳥獣保護区の公聴会に出席するメンバー、これは環境省が知っていますから、そういう方の意見を聞いて、場合によっては全員の協議会で検討する、こういうふうに付け加えてもらいたいと思います。

それから、交付金が出ておりますが、3年間で2億2,000万円出されたと。しかし、この予算のところはゼロになっているのです。一体どういうふうに使われたのか。ラムサール条約に登録するための調査費だと言われておりますが、ゼロになっているのです。そういう点から見れば、これは国費ですが、今まで交付金が交付されたいきさつと、予算額の収支の内容と、それが打ち切られたこと責任、このことについて報告を求めるべきだと思います。

それからもう一つ、先ほど資料2-5で環境省との打ち合わせの報告がありました。御承知のように、今年の11月、韓国でCOP10、つまり締約国国際会議があります。ここで日本がどういうところを登録する予定にしているかを調べればすぐわかるのですが、5カ所ぐらいありますが、そのうち琵琶湖の西の湖というところがございまして。私が調べたところでは、これは琵琶湖の一部なんだそうです。つまり、この周辺には幾つかの小さ

い湖がたくさんあるそうですが、そのうちの一番大きい西の湖というところを登録するというふうに、これから国際会議にかけられようとしています。そういうことから調べれば、西の湖がどういう状況にあって、どういう範囲を決めて、どういう手続で登録することになっているか、わかると思うのです。そういうところまで担当者なのだから調べてほしいと思います。

ということで、会長さんのほうで、是非、交付金のことも含めてよろしく願いいたします。

発言者 E E と申します。

第 10 節、37 ページ、ラムサール条約への登録促進についてお願いしたいと思います。

ラムサール条約登録については、かなりこの会議でも議論されておりますが、進展がなかった。そこで、船橋漁業組合の同意があって、段階的登録ということでワーキングからも提案がありましたし、前回の再生会議で委員の皆さんからも積極的な賛成意見が出たと思います。今日も大西会長からも、国の鳥獣保護区の指定等に向けて県も頑張してほしいという意見も出ています。私も、是非、突破口として、まず船橋側の段階的ラムサール条約登録を目指すということで、県のほうもかなり障害がなくなってきたわけですから、環境省も巻き込んで、段階的登録、谷津干潟について、三番瀬の船橋側、これを是非、登録していただきたいと思います。

それに関連して、「21 年度事業の方向性」の中で、「ラムサール条約の登録について、地域住民はじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進めます」と書いてありますが、「段階的登録に向けて」という言葉を一言挟んでいただきたいと思います。まず段階的登録を船橋側から実施して、その後全面的に、とにかく三番瀬をラムサール条約に登録するのだということをお願いしたいと思います。

大西会長 ラムサールについては、特に委員の方あるいは会場の方からも意見が出たと思いますが、それらを踏まえて総括的に県のほうから答弁があればお願いします。

自然保護課 ただいまいろいろと段階的登録についての意見を頂戴したところだと思っております。それにつきましては、全体登録が本来あるべきだという意見も本日の再生会議の中でもあったかと思いますが、それと段階的登録という手段と、両方を見据えながら今後も当たっていきたいと考えております。

大西会長 ラムサールについて何回も私も発言をしていますので、皆さんの意見を踏まえた発言をしているつもりですので、再生会議としての主張はかなり明確だと思っておりますが、今の段階的な指定が全面かということについてちょっと補足をおきますと、残念ながら今回の韓国の会議には三番瀬については登録の申請が行えない。いろいろ調べてみますと、ラムサールの登録そのものは随時できるということですが、日本政府は3年の節目ごとに登録している。つまり、締約国会議が開かれるときに登録しているということのようです。そういうふうに考えると、日本政府の今のやり方、環境省のやり方が続くとすれば、次は3年後にチャンスが訪れるということで、国設鳥獣保護区についてはその手前で指定がされるということだと思っておりますが、その意味では結果としては少し時間ができたということなので、つまり段階的登録にするということは、ある場所については登録しないということになりますので、そういう場所で自分は早くラムサール登録を表明していたということをおっしゃる有力者もいるので、その亀裂を入れることのマイナスということもあるのだ

ろうということで、前回申し上げたような望ましいベストは全面的な登録だということでありますので、そのことをさらに新しい状況の中で進めていくことが大事なのかなと。ただ、チョイスとしては、前回、ワーキンググループでまとめていただいたような段階的登録という選択肢もあって、しかも船橋漁協では登録ということについて一步踏み込んだ決定をしていただいているということなので、そうした選択肢を持ちながら全面的登録を進めていくということが再生会議としては合意できればいいのかなと思います。

市川市 正式には市川市にもまだ打診はないですから何とも言っていないのですが、区域に関して、かつて市川市は、行徳近郊緑地も入れてくださいと言った覚えがあります。今回は三番瀬全体ですよという話になっておりまして、そのうちのそもそもどこにどういう要件があって、鳥がいて、どの区域を定めたからその関係者は誰だというふうになっていくのだと思います。その関係者と協議する。だけど、今回はまだ区域は示されていませんし、どこにどういう要件を満たす鳥がいるからどういう区域だということは、私らは聞いていないのです。ですから、この段階的というのも、ではどこで切るということなのか、こんなに議論していてもどこのことなのか、市川側と船橋側というけどどこで切るのか、そういうことが曖昧なままなものですから、もし段階的というのであれば、全体だということ場所ですよ、こういう鳥がいてこういう要件ですよ、けども今回は船橋と市川市の市境で切るのですよとか、そういうことをきちんとあらかじめやらないと、段階的にというのは無駄になるのではないかと。その辺、曖昧なままではなくて、きちんと区域について明らかにした上で「段階」というふうに言っていただきたいと思います。

大西会長 段階ということについては新しく出てきた概念なので整理が要ると思いますが、そもそも鳥獣保護区とか、あるいはラムサールの登録について、さっきも意見が出ていたように、補助金あるいは交付金をずっともらって、そのための調査をいろいろな角度からやってきたわけで、県のほうには相当ストックがあって、登録についての書類をつくるのは、もうできる段階にあるだろうと思っています。段階ということは新しい事実、新しい提案なので、それについては技術的な問題等もあると思っています。

三橋委員 段階的は、多分、順番からいけばいいんでしょうけど、段階が一度で終わっちゃうと分割になっちゃうんですね。そうならないように十分配慮していただきたいと思います。

倉阪委員 私は前回の再生会議でも話をしましたが、段階的な登録というよりは、この機会に、堂本さんがいるときに、一気に登録する道筋をつけてもらいたいという意見です。鳥の目で見て自然的に区分がされていないところを、人の都合で線を引くということは、おそらく話が通らないのではないかと。ラムサール条約の事務局にも、あるいは鳥獣保護区の設定という観点からも、なかなか話が通らないのではないかと。そうであるならば、3年という話がありましたけれども、3年待たずに、堂本さんが任期中に、続けられるかどうかわかりませんが、ちゃんと道筋をつけるように努力していただきたいと、再度私の意見を述べさせていただきます。

吉田副会長 倉阪さんに引き続いた意見ですが、私も本当にそう思います。

先ほど大西会長が言われたところの事実でちょっと補足しますと、3年ごとにラムサール条約登録の年に登録するようになったのは1993年からでして、1980年に釧路湿原を登録してから、1991年に伊豆沼・内沼を登録するまでは、そういった形で随時登録していたのです。ですから、随時登録することは、条約上はできますし、環境省（当時、環境

庁)もそう言っていた歴史があります。ですから、今度は 2011 年ではなくて、是非、堂本知事はリーダーシップを発揮していただいて、転業準備資金問題の解決というのはあるでしょうが、それと引き続いて全面的な登録に向かっていたいただきたいと思います。

遠藤委員　今のラムサール条約の登録については、資料 2 - 4 に結構きちっとまとめられていますね。3 の「登録範囲の検討」というところに、全体を一括でやるか、それとも船橋・市川航路の間とか、具体的に書いてあるわけです。このように、それぞれのワーキングでも検討されているわけです。ただ、先ほど意見がありましたように、具体的にこれが登録されるとどういうことになるのか、あるいはどの範囲でどうなってくるかというのを明確にしておく必要があるのです。というのは、大事なことは、このラムサール条約もそうですが、地元の人たちに対するパブリックコメントを得ておく必要があると思うのです。これは賛否を問うのではなくて、この会の結論はこうだけれども、さらにどうしたいかという意味で、これはただ単なるアンケートではありません。要するに、こちらで考えていることについてどう考えるか。ですから、具体的な中身を示さなければいけないですね。そういう意味で、かなり具体的なものを網羅しておく必要がある。その上で、パブリックコメントのようなものを得て、そして地域住民の人たちにも認知していただくというプロセスが必要だろうと思います。

大西会長　ありがとうございました。

ラムサール条約問題については、概ねさっき私がまとめたようなやり方でいくということで、皆さん特に反対はないと思いますので、細かく詰めていくと大変なので、精神としてそういうことで是非県に奮闘していただきたいと思います。

竹川委員　区画の問題ですが、段階的というのは、大野さんの提案でいきますと、市川航路と船橋航路の間の海域ということでした。それから、この 11 月にはほぼ転業資金関係が交付されて、そういう形で収拾がつくと思います。

これまで、漁協への話し合いについては、船橋は 5 回やったという報告を聞きました。市川市行徳は 7 年に 2 回です。南行徳は 1 回です。ですから、残された期間、もしもやるとすれば、船橋は 5 回もやっていますから、特に市川市行徳と南行徳のほうには足を運んでいただきたい。それから、船橋と市川市行徳の漁師の方たちと環境省に行っているいろいろ質問させてもらいました。そのときに、環境省の担当の方が現地に行ってもいいという話を聞いています。さっき木村さんがおっしゃったように、特に漁業者ですから、問題は、そういう努力をまずやるように、日程を組んでいただきたいと思います。これは環境省に対するこちらの誠意、努力を明かすいい機会だと思います。

蓮尾委員　資料 2 - 4 の 2 ページ、「(2) 登録の範囲未定」というところがございます。その最後の「*」、「行徳湿地を入れるとすれば、三番瀬関係者以外にも、土地所有者の同意が必要となる」という項があるのですが、これは行徳湿地の関連の土地所有者という意味でしょうか。そうすると、国と県ということで行政になりますが、それが理解できなかったもので。

吉田副会長　ワーキンググループでまとめた者として、当時の議論を正確に覚えているわけではないのですが、行徳湿地を飛び地として入れるとすれば、今、蓮尾さんがおっしゃったように、もう既に問題はないのではないかと。多分、つなげるとすればということだったのでないかと記憶しております。

大西会長 この会場の使用時間があと3分なので、これで議論は終わって、今やっていたことは実施計画についての意見ですので、もし足りない場合、今日の方向性について意見をいただく期間は、2週間ぐらいですか。10日ぐらいでもいいですが。

三番瀬再生推進室 先ほど議題のときに資料2-1で説明いたしましたが、この後、各委員への意見照会ということで、三つ目のマルにございますが、10月下旬に意見照会をさせていただきます。ただ、その前段階に、今日の議論で言い足りなかったことについて、1週間程度を目途に事務局のほうに御意見をいただければと思います。お願いいたします。

大西会長 案が出た段階で意見照会をさせていただきますが、今日の方向性の段階で、さらに言い残したことがあれば、1週間で言っていただく。そしてもう一回、委員の方には意見を言うチャンスがある。三番瀬の次の会議で議論するということになります。

3. 報告事項

- ・三番瀬の再生・保全のための標語（キャッチコピー）、シンボルマーク、マスコットキャラクターの選考について
- ・三番瀬再生支援事業補助金の交付決定について
- ・塩浜1丁目護岸の暫定工事について

大西会長 次に報告事項があります。例によって時間がなくなりましたので、手短に。

三番瀬再生推進室 それでは報告事項です。

三番瀬の再生・保全のための標語（キャッチコピー）、シンボルマーク、マスコットキャラクターの選考について、資料3-1です。

できる限り簡潔に要点がわかるようにしておりますので、よく目を通していただければと思います。時間がありませんので、要点だけお伝えします。

7月10日から9月1日までの応募期間において、標語（キャッチコピー）193件102名、シンボルマーク55件44名2団体、マスコットキャラクター110件82名2団体の応募をいただきました。県としましても、新聞だけではなく、「県民だより」、地元4市の広報紙、ホームページ、またポスターについても県内出先機関、県内全小中学校、私立の小中学校、高校、大学に配布し、その他千葉テレビ、FM、ミニFM、ケーブルテレビと、広く広報を実施したところです。

今後につきましては、2ページに出ておりますが、選考過程の案ということで、事務局のチェックをしながら、委員、オブザーバーの方の意見をいただいて、次回第26回再生会議で経過報告をしつつ、その後、12月上旬に選考会議を開きたいと考えております。

以上でございます。

三番瀬再生推進室 続きまして、もう1件報告させていただきます。

資料3-2になります。県の単独の補助金である再生支援事業補助金の交付決定ということで、詳細は書いてあるとおりです。

7月15日付で本年度も交付決定をしております。審査にあたりましては、大西会長はじめ再生会議委員の一部の皆さんに選考会議の委員として選考いただきました。決定額等はペーパーのとおりとなりますが、2番目に書いてあります音楽会と3番目の三番瀬カレンダー制作につきましては、今年度、事業的に新規になりますので、音楽会への参加、カ

レンダーにつきましては実費での頒布を予定していると聞いておりますので、よろしければ皆さん御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

三番瀬再生推進室 市川市から報告と伺っておりますので、お願いします。

市川市 お手元に1枚、資料を配付させていただきました。「塩浜1丁目護岸の暫定工事について(お知らせ)」でございます。

前回の再生会議でお知らせしましたとおり、塩浜1丁目護岸は、穴があいて大変危ないところについて、今年の8月末までに工事が完了いたしました。一番危ない場所3ヵ所について、石を袋詰めにしたものを置いたという簡単な工事ですが、写真のとおりでございます。

併せて、工事のお知らせとともに配付いたしました塩浜1丁目地先護岸に関する要望。これは県知事をお願いいたしまして、護岸に関わる9項目についての回答を求めたものです。6月末に「お願いします」と求めましたが、残念ながらまだ回答はいただいております。9月中にはいただけるということも聞いておりますので、また、回答が来ましたら、その旨報告したいと思います。

以上でございます。

4. その他

三番瀬再生推進室 引き続き、「その他」ということで連絡させていただきます。

最初に資料4を御覧ください。三番瀬再生会議の委員の皆様におかれましては、2年間、大変熱心に御議論いただいているところですが、今年の12月26日に現任期が満了することになります。県といたしましては、この資料の2番目の「委嘱の方針」にございますように、前回の改選時と同様の方法で委嘱を行わせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、公募委員の方、環境団体委員の方については、前回と同様に公募によって募集を行うこととし、今後、「県民だより」やホームページで広く広報してまいります。現委員の方も御応募いただくことができますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に漁業補償問題ですが、これは今日の議題の中でも皆さん御存知だと思われませんが、三番瀬海域における漁業補償問題につきましては、昨年5月に東京地方裁判所で民事調停の申し立てを行って以来、これまで漁協ごとに11回の調停が開催されております。8月26日に行われた第11回調停で、調停委員会から調停案が提示されました。その概要は、県企業庁は市川市行徳漁業協同組合に60億円、南行徳漁業協同組合に6億円を、それぞれ20年11月28日までに支払う。市川市の行徳漁業協同組合は、千葉県信用漁業協同組合連合会に対して、転業準備資金借入金及び利息を支払うこと、などを主な内容とするものでございます。

県の企業庁といたしましては、本調停を受け入れるということで、今後、調停案の受け入れについて県議会に議案を提出する予定であると聞いております。

最後に、次回の再生会議ですが、11月20日(木曜日)午後6時から、この会場で開催を予定しております。本日は五時半から開催いたしました。今回は、大西会長の御都合

もありまして、従来どおり6時からとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

大西会長　　ということであります。次回は、申し訳ありませんが、5時半は難しいので6時からということであります。

5 . 閉　　会

大西会長　　特に御発言がなければ、以上で今日の会議を終わりにいたします。どうも御協力ありがとうございました。

以上